

阿蘇くじゅう国立公園（阿蘇地域）管理運営計画書 新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;">阿蘇くじゅう国立公園（阿蘇地域）管理運営計画書 令和 年 月 九州地方環境事務所</p>	<p style="text-align: center;">阿蘇くじゅう国立公園阿蘇地域管理計画書 平成 13 年 3 月 九州地方環境事務所</p>
<p>第 1 章 計画策定の背景と目的（略）</p> <p>第 2 章 阿蘇くじゅう国立公園（阿蘇地域）管理運営計画区の概要（略）</p> <p>第 3 章 ビジョン（略）</p> <p>第 4 章 管理運営方針（略）</p> <p>第 5 章 各管理運営方針に関する具体的な内容（略）</p> <p>第 6 章 行為許可、公園事業等の取扱いに関する事項</p> <p>1 許可、届出等取扱方針</p> <p>（1）特別保護地区及び特別地域</p> <p>自然公園法の行為許可に関する審査基準として、「国立公園の許可、届出等の取扱要領（令和 4 年 4 月 1 日環自国発第 22040115 号 自然環境局長通知）」の第 6 に規定するとおり、施行規則第 11 条に規定する許可基準及び「自然公園法の行為許可の基準の細部解釈及び運用方法について（平成 12 年 8 月 7 日環自国第 448-1 号自然保護局長通知）」において定める許可基準の細部解釈の他、次の</p> <p style="text-align: center;">取扱方針によるものとします。</p> <p>また、国立公園の保護又は利用の推進のために、行為に際し特に配慮を求めらるる事項を併せて定めます。</p> <p>ただし、以下の審査基準において、工法を限定しているものについては、本管理運営計画策定以降に開発された新工法がある場合、審査基準に定める工法と新工法を比較して風致景観上の影響の軽減効果が認められる場合には、新工</p>	<p>第 1 阿蘇くじゅう国立公園管理計画区設定方針（略）</p> <p>第 2 阿蘇地域管理計画区（略）</p> <p>1 管理の基本方針（略）</p> <p>2 風致景観の管理に関する事項</p> <p>（1）許可、届出等取扱方針</p> <p>ア 特別地域、特別保護地区</p> <p style="text-align: center;">「国立公園及び国定公園の許可、届出等の取扱要領」（平成 6 年 9 月 30 日環自計第 173 号・環自国 538 号・自然保護局長通知）、「国立公園内（普通地域を除く）における各種行為に関する審査指針について」（昭和 49 年 11 月 20 日環自企第 570 号・自然保護局長通知。以下「審査指針」という。）、「国立公園内（普通地域を除く）における各種行為に関する審査指針の細部解釈及び運用方法について」（昭和 50 年 3 月 19 日環自企第 148 号・自然保護局長通知。以下「細部解釈」という。）によるほか、下記の取扱方針によるものとする。</p>

法の採用も認められるものとしします。

さらに、当該地域においては景観法第8条に基づく景観計画が定められている地域があることから、同法第8条第2項第4号ホに規定のとおり、特別保護地区及び特別地域において、景観計画で上乘せ規制を行うことが可能であることに鑑み、今後、市町村の景観計画が改訂され、自然公園法施行規則第11条及び本計画の審査基準に、景観計画の基準が上乘せで規制された場合には、その基準を満たす範囲で指導するよう留意します。

項目	取扱方針	行為の種類	地区	取扱方針
<p>1 全 行為共 通</p>	<p>(1) 審査基準</p> <p>ア 修景及び緑化方法</p> <p>(ア) 支障木の伐採及び周辺植生へ与える影響が最小限と認められること。</p> <p>(イ) 草原については、植え戻し以外の樹木の修景植栽は行わないこと。</p> <p>(ウ) 元来植生のなかった場合を除いて、工事に伴い発生した法面等の裸地は、原則として「自然公園における法面緑化指針（平成 27 年 10 月環境省自然環境局）」の「4. 基本理念に基づく方針」に則って、修景及び緑化方法を計画すること。ただし、災害復旧等のために緊急を要する場合等、「自然公園における法面緑化指針解説編（平成 27 年 10 月環境省自然環境局）」に記載されている本指針に拠りがたい場合の例等に該当する場合には、指針の記載内容に則って検討し、修景及び緑化方法を計画すること。</p> <p>イ 残土処理方法</p> <p>残土は、公園区域外で適切に処理すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 同一敷地内又は同一事業地内の他の行為への流用や敷均し等によって風致景観の保護上支障のないよう処理する場合。</p> <p>(イ) 特別地域内において許可等を得て行われる他の工事に流用する場合。</p> <p>(ウ) 普通地域内において風景の保護上支障のないよう処理</p>	<p>(新設)</p>		<p>(新設)</p>

	<p><u>する場合。</u></p> <p><u>(2) 配慮事項・指導方針等</u></p> <p><u>ア 色彩</u></p> <p><u>(ア)～(ウ)で指定した色彩については、下記のマンセル値を目安とする。</u></p> <p><u>(ア) 焦げ茶色：10YR2.0/1.0</u></p> <p><u>(イ) 明灰色系統：5Y7.0/0.5</u></p> <p><u>(ウ) 暗灰色：10YR3.0/0.2（黒色顔料混合割合3%以上）</u></p> <p><u>イ 修景及び緑化方法</u></p> <p><u>(ア) 外来植物の侵入防止等の観点から、地域性種苗利用工を優先的に検討すること。</u></p> <p><u>(イ) 緑化計画で示された最終緑化目標と、実際の植生が大きく異なる状況が確認された場合は、対策を検討すること。</u></p> <p><u>ウ その他</u></p> <p><u>(ア) ミヤマキリシマ群落、山地湿原群落等の本公園の指定植物を含む貴重な植生に対し、その周囲を含めて保全するよう配慮すること。</u></p> <p><u>(イ) 用途終了後は、設置された工作物等の撤去、跡地の整理、修景等を適切に実施すること。</u></p> <p><u>(ウ) 家畜の放牧については、法第20条第8項に基づき届出が必要であるが、国立公園指定前等から実施されている放牧については届出不要であり、牧柵の更新等の関連行為も不要許可行為となることに留意すること。</u></p>				
--	--	--	--	--	--

<p>2 工 作物 2の1 建築物</p>	<p>(1) 審査基準</p> <p>ア 位置</p> <p>次に掲げる地域内で行う建築物の新築及び増築は、阿蘇地域の風致景観の特性上、原則として施行規則第 11 条第 3 項及び第 6 項本文で規定の例によることとされている同条第 1 項第 3 号（主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならない）及び第 4 号（眺望の対象に著しい支障を及ぼすものではないこと）に抵触するものとする。ただし、公益上の必要性が認められる建築物又は規則第 11 条第 3 項に規定する建築物（当該地周辺で農業を営む者（以下、「地元農家」という。）による農産物販売所で簡易的なものを含む。）であって、当該地以外の場所においてはその目的を達成できないと認められる建築物については、この限りでない。</p> <p>なお、農産物販売所で簡易的なものとは、水平投影面積 10m²以下であり、地形の改変を伴わないものであって、かつ、周囲の環境に与える影響に鑑み、トイレ（浄化槽の設置がある</p>		<p>1. 工作物の 新築、改築又 は増築 (1) 建築物</p>	<p>中央火口丘 地区</p>	<p>① 基本方針</p> <p>ア 当地域を代表する景観である火山景観及び草原景観の維持に配慮し、建築物の新築、改築又は増築は必要最小限とする。特に、草原にあつては遠方からも望見されることから、位置、規模、デザイン及び色彩に配慮する。</p> <p>イ 特別保護地区及び第 1 種特別地域において許可しうる建築物にあつても、外部に自然材料（木材、石材等）を使用する等、風致景観に十分に配慮する。</p> <p>ウ 阿蘇山登山道路及び仙酔峡道路は好展望の公園事業道路で、利用者も多いことから主要な展望地として取り扱うものとし、望見される草原にあつては、建築物の新築及び増築は原則として許可しない。</p> <p>ただし、公益上または農林業用必要な建築物（地元農家による農産物販売所で簡易なものを含む、以下同じ）であつて、当該地においてしかその目的を達成できないものについてはこの限りでない。</p> <p>エ 地元農家（土地所有者、以下同じ）が市町村の同意を得て地元農産物及びその加工品を販売するための簡易な建築物は、地</p>
-----------------------------------	--	--	---	---------------------	--

	<p><u>もの又は循環型若しくはバイオトイレ等の周辺環境に配慮したものを除く。)</u>の設置がないものとする。</p> <p><u>(ア) 中央火口丘地区においては、坊中山上線道路(車道)、南阿蘇登山線道路(車道)、仙酔峡線道路(車道)又は赤水山上線道路(車道)から望見される草原</u></p> <p><u>(イ) 北外輪瀬の本沿道景観保全区域</u></p> <p><u>(ウ) その他の公園事業道路等の中心線から 100m以内に位置する草原</u></p> <p><u>イ 規模</u></p> <p><u>草原において新築する場合は、平屋建てとすること(地階及び半地階があり、見た目上平屋建てに見えるものも含む。以下同じ。)</u>。ただし、建替えの新築については既存の階数高さを超えない場合は、この限りでない。</p> <p><u>ウ デザイン</u></p> <p><u>屋根は、切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根(片流れ屋根を除く。)に限るものとし、陸屋根又はドーム等の曲面屋根でないこと。この場合において、屋根勾配は、10分の2以上10分の10以下(水平投影面積1,000㎡以上の場合は10分の5以下)とすること。ただし、次のいずれかに該当するものについては、この限りでない。</u></p> <p><u>(ア) 噴火の際の危険が認められる地域であって構造上でやむを得ない建築物。</u></p> <p><u>(イ) 仮設建築物若しくは水平投影面積15㎡以下の小規模な付帯建築物(車庫、倉庫等)であり、かつ、主要な展望地から望見されないもの又は伝統的な寺社仏閣等の特殊な用途の建築物。</u></p>				<p><u>域住民の農林業に関連する行為としてやむを得ないが、風致上の支障が軽減されるよう位置、規模、デザイン及び色彩に配慮する。</u></p> <p><u>オ ミヤマキリシマ群落、山地湿原群落等当公園の指定植物を含む貴重な植生に配慮し、その周囲を含めて保全するよう調整を図る。</u></p> <p><u>② 位置、規模</u></p> <p><u>以下の各要件に適合しないものは許可しない。</u></p> <p><u>ア ミヤマキリシマ群落を避けること。</u></p> <p><u>イ 新築又は増築する場合には設置目的をかなえる範囲で最小限の規模とすること。</u></p> <p><u>ウ 草原において新築する場合は平屋建てとすること。</u></p> <p><u>ただし、建て替えの新築については既存階数高さを越えない範囲内でこの限りではない。</u></p> <p><u>エ 地元農家による農産物販売所にあつては水平投影面積10㎡以下であり、地形の改変を伴わないこと。また、周囲の環境に与える影響に鑑みトイレの設置がないこと。</u></p> <p><u>なお、広告物は壁面掲示に限るものとする。</u></p>
--	--	--	--	--	--

	<p><u>エ 色彩</u></p> <p><u>明度の高いものを避けたつや消しとし、屋根については焦げ茶色系統又は灰色系統、壁面については茶色系統(木材地色を含む。)、灰色系統又はクリーム色系統とすること。ただし、和瓦、漆喰等の伝統素材や茅等の自然素材を用いる場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(2) 配慮事項・指導方針等</u></p> <p><u>ア 主要な展望地から望見される場所では、建築物の新築、改築又は増築を必要最小限とする。</u></p> <p><u>イ 外部に自然材料(木材、石材等。以下同じ。)を使用するなど、風致景観に配慮する。</u></p>			<p><u>③ デザイン、色彩、材料</u></p> <p><u>以下の各要件に適合しないものは許可しない。</u></p> <p><u>ア 屋根は切妻または寄棟型の勾配屋根に限るものとし、陸屋根、片流れ、ドーム等曲面屋根でないこと。この場合において、屋根勾配は10分の2以上10分の10以下とすること。ただし、噴火の際の危険が認められる地域であって構造上やむえない場合についてはこの限りではない。</u></p> <p><u>イ 色彩は、明るさを抑えたつや消しとし、屋根については焦げ茶色または灰系統色、壁面については茶系統(木材地色を含む)色、灰系統色またはクリーム系統色とすること。</u></p> <p><u>④ 修景緑化方法</u></p> <p><u>以下の各要件に適合しないものは許可しない。</u></p> <p><u>ア 支障木の伐採及び周辺植生へ与える影響が最小限と認められること。</u></p> <p><u>イ 草原については植え戻し以外の樹木の修景植栽は行わないこと。</u></p> <p><u>⑤ 残土処理方法</u></p> <p><u>以下の要件に適合しないものは許可しない。</u></p> <p><u>残土は普通地域または公園区域外で適切</u></p>
--	--	--	--	--

				<p>に処理すること。</p> <p><u>ただし、特別地域内において許可を得て行われる他の工事に流用する場合には、この限りではない。</u></p>
			火口原地区	<p>① 基本方針</p> <p>ア 中央火口丘及び外輪山の景観に配慮するとともに、中央火口丘及び外輪山上の主要な展望地から見たときの風致及び風来の支障の程度についても配慮する。</p> <p>イ 当公園の指定植物を含む貴重な植生に配慮し、その周囲を含めて保全するよう調整を図る。</p> <p>② 規模</p> <p>以下の各要件に適合しないものは許可しない。</p> <p>ア 新築又は増築する場合には設置目的をかなえる範囲で、最小限の規模とすること。</p> <p>イ 草原において新築する場合は平屋建てとすること。</p> <p>ただし、建て替えの新築については既存階数高さを越えない範囲内でこの限りではない。</p> <p>③ デザイン、色彩、材料</p> <p>以下の各要件に適合しないものは許可しない。</p>

				<p><u>ア 屋根は切妻または寄棟型の勾配屋根に限るものとし、陸屋根、片流れ、ドーム等曲面屋根でないことこの場合において、屋根勾配は10分の2以上10分の10以下とすること。</u></p> <p><u>イ 色彩は明るさを抑えたつや消しとし、屋根については焦げ茶色または灰系統色、壁面については茶系統（木材地色合む）色、灰系統色またはクリーム系統色とすること。</u></p> <p>④ 修景緑化方法</p> <p><u>以下の各要件に適合しないものは許可しない。</u></p> <p><u>ア 支障木の伐採及び周辺植生へ与える影響が最小限と認められること。</u></p> <p><u>イ 草原については植え戻し以外の樹木の修景植栽は行わないこと。</u></p> <p>⑤ 残土処理方法</p> <p><u>以下の要件に適合しないものは許可しない。</u></p> <p><u>残土は普通地域または公園区域外で適切に処理すること。</u></p> <p><u>ただし、特別地域内において許可を得て行われる他の工事に流用する場合、あるいは同工事区の他の工種で再利用する場合にあっては、この限りではない。</u></p>
--	--	--	--	--

				<p>外輪山地区</p>	<p>① 基本方針</p> <p>ア <u>草原及びカルデラ景観の保全に配慮し、建築物は必要最小限とする。特に草原にあっては遠方からも望見されることから、位置、規模、デザイン及び色彩に配慮する。</u></p> <p>イ <u>特別保護地区及び第1種特別地域において許可しうる建築物にあっても、外部に自然材料（木材、石材等）を使用する等、風致景観に十分に配慮する。</u></p> <p>ウ <u>当地区のミルクロード、やまなみハイウェイ及び菊池阿蘇スカイラインは好展望の公園事業道路で、利用者も多いことから主要な展望地として取り扱い、沿線の景観保全に配慮する。</u></p> <p>エ <u>特に「北外輪瀬の本沿道景観保全区域」（第2. 1 III（1）イによる）は当地域を代表する草原景観であることから、建築物の新築及び増築は原則として許可しない。</u> <u>ただし、公益上または農林業用必要な建築物であって、当該地においてしかその目的を達成できないものについてはこの限りではない。</u></p> <p>オ <u>その他の地域であっても公園事業道路の中心線から両側100mが草原である場合は、展望の妨げとなることから、建築物の新築及び増築は認めない。</u></p>
--	--	--	--	--------------	--

				<p><u>ただし、公益上または農林業用必要な建築物であって、当該地においてしかその目的を達成できないものについてはこの限りではない。</u></p> <p><u>カ 地元農家が市町村の同意を得て地元農産物及びその加工品を販売するための簡易な建築物は、地域住民の農林業に関連する行為としてやむを得ないが、風致上の支障が軽減されるよう位置、規模、デザイン及び色彩に配慮する。</u></p> <p><u>キ ミヤマキリシマ群落、山地湿原群落等当公園の指定植物を含む貴重な植生に配慮し、その周囲を含めて保全するよう調整を図る。</u></p> <p><u>② 規模</u></p> <p><u>以下の要件に適合しないものは許可しない。</u></p> <p><u>ア 新築又は増築する場合には設置目的をかなえる範囲で最小限の規模とすること。</u></p> <p><u>イ 草原において新築する場合は平屋建てとすること。</u></p> <p><u>ただし、建て替えの新築については既存階数高さを越えない範囲内でこの限りではない。</u></p> <p><u>ウ 地元農家による農産物販売所にあつては水平投影面積 10㎡以下であり、地形の</u></p>
--	--	--	--	---

				<p><u>改変を伴わないこと。また、周囲の環境に与える影響に鑑みトイレの設置がないこと。なお、広告物は壁面掲示に限るものとする。</u></p> <p>③ <u>デザイン、色彩、材料</u></p> <p><u>以下の各要件に適合しないものは許可しない。</u></p> <p>ア <u>屋根は切妻または寄棟型の勾配屋根に限るものとし、陸屋根、片流れ、ドーム等曲面屋根でないこと。この場合において、屋根勾配は10分の2以上10分の10以下とすること。</u></p> <p>イ <u>色彩は、明るさを抑えたつや消しとし、屋根については焦げ茶色または灰系統色、壁面については茶系統(木材地色合む)色、灰系統色またはクリーム系統色とすること。</u></p> <p>④ <u>修景緑化方法</u></p> <p><u>以下の各要件に適合しないものは許可しない。</u></p> <p>ア <u>支障木の伐採及び周辺植生へ与える影響が最小限と認められること。</u></p> <p>イ <u>草原については植え戻し以外の樹木の修景植栽は行わないこと。</u></p> <p>⑤ <u>残土処理方法</u></p> <p><u>以下の要件に適合しないものは許可しない。</u></p>
--	--	--	--	---

				い。 <u>残土は普通地域または公園区域外で適切に処理すること。</u> <u>ただし、特別地域内において許可を得て行われる他の工事に流用する場合あるいは同工事区の他の工種で再利用する場合にあっては、この限りではない。</u>
2の2 道路	(1) 審査基準 ア 色彩 <u>路面の色彩は、黒色又は灰色系統とし、白色等の明度の高いものを避けること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u> <u>(ア) 主要な展望地から望見されない場合</u> <u>(イ) 安全を確保する上でやむを得ない場合</u>		(2) 道路	全域 ① 基本方針 ア <u>中央火口丘は本地域の利用中核地であることから火山景観及び草原景観の保全に配慮する。</u> イ <u>主な利用形態である、自動車利用に配慮し、事業道路からの見え方に十分配慮する。</u> ウ <u>カルデラ内壁にあっては中央火口丘及び火口原から良く望見され風致上の支障が大きいため、線形及び法面の処理に十分に配慮する。</u> エ <u>農林業用及び公益上必要と認められる道路であっても必要性を十分に考慮し、過剰なものとならないよう配慮する。</u> オ <u>ミヤマキリシマ群落、山地湿原群落等当公園の指定植物を含む貴重な植生に配慮し、その周囲を含めて保全するよう調整を図る。</u> ② 位置、規模

	<p>擁壁は、自然石又は自然石を模した石積み擁壁若しくは同様の化粧を施したコンクリート擁壁とし、暗灰色とすること。</p> <p>擁壁工以外で法面処理を行う場合には、極力自然状態を維持することとし、緑化を伴う工法、岩接着法又はロックネット（茶色系統又は灰色系統）張りとする。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する場合は、必要最小限と認められる範囲において、コンクリート吹付工、モルタル吹付工等の採用も可能とする。</p> <p>(ア) 通行の安全を確保する上でやむを得ない場合。</p> <p>(イ) 公園利用者の利用を想定しない道路で、かつ、主要な展望地から望見されない場合。</p> <p>(ウ) 既存工作物との調和のために、コンクリート吹付工等を採用することが望ましい場合。</p> <p>(2) 配慮事項・指導方針等</p> <p>ア 位置及び規模</p> <p>(ア) 中央火口丘地区は、阿蘇地域の公園利用の中核地であることから、火山景観及び草原景観の保全に配慮すること。</p> <p>(イ) 主な利用形態である自動車利用に配慮し、公園事業道路からの見え方に配慮すること。</p> <p>(ウ) 農林業用又は公益上必要と認められる道路であっても必要性を考慮し、過剰なものとならないよう配慮する</p>			<p>以下の各要件に適合しないものは許可しない。</p> <p>ア 擁壁は自然石又は自然石を模した石積み擁壁、又は同様の化粧を施したコンクリート擁壁とし、暗灰色とすること。コンクリートまたはモルタル吹付けは通行の安全を確保する上で適切な方法がない場合に限り施工、その際は暗灰色とすること。</p> <p>イ 自然法面で落石の危険がある箇所についてはロックネット（茶色もしくは灰色）張りとし、植生の自然回復を誘導すること。</p> <p>⑤ 残土処理方法</p> <p>以下の要件に適合しないものは許可しない。</p> <p>残土は普通地域または公園区域外で適切に処理すること。ただし、特別地域内において許可を得て行われる他の工事に流用する場合、あるいは同工事区他の工種で再利用する場合にあっては、この限りではない。</p> <p>⑥ 修景緑化方法</p> <p>以下の各要件に適合しないものは許可しない。</p> <p>ア 支障木の伐採及び周辺植生へ与える影</p>
--	--	--	--	---

	<p><u>こと。</u></p> <p><u>(エ) カルデラ内壁にあっては、中央火口丘地区及びカルデラ床地区から良く望みされ風致景観上の支障が大きい</u> <u>ため、線形及び法面の処理に配慮すること。</u></p> <p><u>イ 構造及び材料</u></p> <p><u>(ア) 阿蘇地域産の石材や木材といった地域資源の活用を積</u> <u>極的に検討すること。</u></p> <p><u>(イ) 野生動物の側溝迷入死の防止のため、必要に応じて皿</u> <u>型側溝又はスロープ付きU字溝等を用いること。</u></p> <p><u>(ウ) 野生動物の交通事故防止のため、横断路等の野生生物</u> <u>に配慮した構造とする</u> こと。</p> <p><u>(エ) 草原にあっては、法肩に丸みを持たせ、周囲の自然地</u> <u>形になじむようにすること。</u></p> <p><u>(オ) 廃道敷きは、舗装を撤去し、周囲の植生に合わせて緑</u> <u>化を行うこと。</u></p>				<p><u>響が最小限と認められること。</u></p> <p><u>イ 元来植生のなかった場合を除いて法面</u> <u>は表土保全等の手法を用いて可能な限り</u> <u>郷土種で緑化すること。</u></p> <p><u>ウ 草原地域での法面緑化に際しては樹木</u> <u>は用いないこと。</u></p> <p><u>エ 廃道敷きは舗装を撤去し、周囲の植生に</u> <u>あわせて緑化を行うこと。</u></p> <p><u>⑦ 行政指導の方針</u></p> <p><u>申請者には以下の事項について指導する。</u></p> <p><u>ア 標識は最小限とし、規模の大きなもの</u> <u>については、支柱、表示板の裏側を焦げ茶色</u> <u>とすること。</u></p> <p><u>イ 野生動物の側溝迷入死の防止のため、必</u> <u>要に応じて、皿型側溝、スロープ付きU</u> <u>字溝等を用いること。</u></p> <p><u>ウ 野生動物の交通事故防止のための横断</u> <u>路等野生生物に配慮した工法を用いるこ</u> <u>と。</u></p> <p><u>エ 草原にあっては、法肩に丸みをもたせ、</u> <u>周囲の自然地形になじむようにすること。</u></p> <p><u>オ やむを得ずコンクリート及びモルタル</u> <u>吹き付けを行う際はネット張るなどし、ツ</u> <u>ル植物等より緑化を図ること。</u></p>
2の3	(1) 審査基準		(3) 電柱	中央火口丘	① 基本方針

<p>電柱</p>	<p>ア 位置及びデザイン</p> <p>特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域又は「北外輪瀬の本沿道景観保全区域」内にあり、かつ、主要な展望地から望見される位置にあるものについては、新築を地下埋設とすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 小規模な建替え及び増設（当該電柱に架線されるケーブル類（電力線、電話線又は引込線等）が、主要な展望地から第5章の2に掲げる保全対象となる主な景観資源を展望・眺望する際に支障となるものは除く）</p> <p>(イ) 樹林地内又は樹林地に隣接する箇所に設置されるもの</p> <p>イ 色彩</p> <p>(ア) 木柱又は 焦げ茶色で塗装されたものであること。ただし、主要な展望地から望見されない箇所については、この限りでない。</p> <p>(イ) ケーブル類（電力線や電話線等を含み、引込線を除く。以下同じ。）の色彩は、黒色又は灰色系統とし、付帯す</p>		<p>地区</p>	<p>ア 広大な火山景観及び草原景観を保全するため利用施設からの見え方に配慮する。</p> <p>イ ミヤマキリシマ群落、山地湿原群落等、当公園の指定植物を含む貴重な植生に配慮し、その周囲を含めて保全するよう調整を図る。</p> <p>② 位置、デザイン、色彩</p> <p>以下の各要件に適合しないものは許可しない。</p> <p>ア _____第2種特別地域で利用施設 _____から望見される位置にあるものについては、新設は地下埋設とすること。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>イ 木柱または焦げ茶色で塗装されたものであること。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
-----------	---	--	-----------	--

	<p>る設備の色彩は、焦げ茶色又は灰色系統とすること。</p> <p>(2) 配慮事項・指導方針等</p> <p>ア 特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域又は「北外輪瀬の本沿道景観保全区域」内にあり、かつ、主要な展望地から望見される位置にあるものについては、小規模であっても、既存電柱の建て替え及び増築に当たっては、可能な限り地下埋設に移行すること。</p> <p>イ 草原を避け、樹林地内に設置すること。</p> <p>ウ 既存電柱がある場合は、可能な限り共架とすること。</p>				<p>_____</p> <p>③ 行政指導の指針</p> <p>申請者には以下の事項について指導する。</p> <p>_____</p> <p>_____ 既存の電柱の建て替え _____ にあたっては、_____ 地下埋設に移行すること。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>火口原地区</p> <p>① 基本方針</p> <p>丘陵状となっており周囲から良く望みされることから位置、デザイン及び色彩に配慮する。</p> <p>② 位置、デザイン、色彩</p> <p>以下の要件に適合しないものは許可しない。</p> <p>木柱または焦げ茶色で塗装されたものであること。</p> <p>③ 行政指導の指針</p> <p>申請者には以下の事項について指導する。</p> <p>草原を避け、樹林地内に設置すること。</p> <p>外輪山地区</p> <p>①基本方針</p> <p>ア 広大な草原景観を保全するため事業道路及び園地からの見え方に配慮する。</p> <p>イ ミヤマキリシマ群落、山地湿原群落等、</p>
--	---	--	--	--	--

				<p>当公園の指定植物を含む貴重な植生に配慮し、その周囲を含めて保全するよう調整を図る。</p> <p>② 位置、デザイン、色彩</p> <p>以下の各要件に適合しないものは許可しない。</p> <p>ア 第2種特別地域の草原で、園地から望見される位置にあるものについては、新設は地下埋設とすること。</p> <p>イ 「北外輪瀬の本沿道景観保全区域」については、新設は地下埋設とすること。</p> <p>ウ 木柱または焦げ茶色で塗装されたものであること。</p> <p>③ 行政指導の指針</p> <p>申請者には以下の事項について指導する。</p> <p>既存の電柱の建て替えにあたっては、地下埋設に移行すること。</p>
2の4 送電鉄 塔	<p>(1) 審査基準</p> <p>ア 位置</p> <p>送電鉄塔は、規模が大きく、火山景観及び草原景観に与える支障が大きいため、阿蘇地域の風致景観の特性上、中央火口丘地区及び外輪山地区の稜線沿いでの設置は、<u>施行規則第11条第14項本文において規定の例によることとされている同条第1項第3号（主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないもの）及び第4号（眺望の対象に著しい支障を及ぼすものではない）に抵触す</u></p>		(4)送電鉄 塔	<p>全域</p> <p>基本方針</p> <p>_____規模が大きく、火山景観及び草原景観に与える支障が大きいため_____中央火口丘地区及び外輪山の稜線沿いでの設置は<u>許可しない。</u></p> <p>その他の地域であっても普通地域に誘導するよう調整を図る。</p>

	<p><u>るものとする。</u></p> <p><u>イ 色彩</u></p> <p><u>(ア) 鉄塔の色彩は、主な背景が樹林又は草原の場合にはつや消しの焦げ茶色又は暗灰色とし、主な背景が空の場合にはつや消しの明灰色とすること。</u></p> <p><u>(イ) ケーブル類の色彩は、黒色又は灰色系統とし、付帯する設備の色彩は、焦げ茶色又は灰色系統とすること。</u></p> <p><u>(2) 配慮事項・指導方針等</u></p> <p><u>(1) ア以外の位置も可能な限り避け、その他の位置であっても普通地域内の風景の保護上の支障の小さいエリアに設置すること。</u></p>				
<p><u>2の5</u> <u>無線設備</u></p>	<p><u>(1) 審査基準</u></p> <p><u>阿蘇地域の風致景観の特性上、主要な展望地から望見されるもの又は草原内に設置されるものは、施行規則第11条第14項本文で規定の例によることとされている同条第1項第3号（主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならない）及び第4号（眺望の対象に著しい支障を及ぼすものではない）に抵触することから、設置位置、規模及び色彩は次に掲げる基準に適合するものとする。</u></p> <p><u>ア 位置</u></p> <p><u>(ア) 大型無線基地局の新築は、既に基地局が多数設置されている米塚北と大観峰以外では避けること。</u></p> <p><u>(イ) カルデラ床地区においては、特別地域が狭く普通地域に囲まれているため、特別地域での設置を避けること。</u></p> <p><u>(ウ) 草原内及び北・南外輪山稜線沿いに設置する場合には、</u></p>			<p>(新設)</p>	

<p><u>既に建築物が設置されている場所以外での新築を避けること。</u></p> <p><u>(エ) (ア)～(ウ)に該当しない場合は、樹林地内であること。</u></p> <p><u>(オ) 新たに大規模な土地の改変、木竹の伐採又は管理道路の新設が必要でないこと。</u></p> <p><u>イ 規模及び色彩</u></p> <p><u>(ア) 鉄塔の高さ(アンテナ部除く。)は、周辺の樹木の高さを超えない規模とすること。また、既存工作物に付帯させて設置する場合は、既存工作物の高さを超えない規模とすること。</u></p> <p><u>(イ) 周囲の風致景観との調和を考慮し、鉄塔及び柱の色彩は、主な背景が樹林又は草原の場合にはつや消しの焦げ茶色又は暗灰色とし、主な背景が空の場合にはつや消しの明灰色とすること。</u></p> <p><u>(ウ) 既存工作物に設置する場合は、つや消しの灰色系統又は既存工作物と同系統色とすること。</u></p> <p><u>(エ) 付帯の建築物は、「2の1 建築物」の規定によること。</u></p> <p><u>(オ) その他必要な工作物については、つや消しの灰色系統又は茶色系統とし、周囲の風致景観との調和や基地局との一体性を考慮すること。</u></p> <p><u>(2) 配慮事項・指導方針等</u></p> <p><u>ア (1) ア(エ)において、樹林地内であっても主要な展望地からの見え方に配慮すること。</u></p>				
--	--	--	--	--

	<p>イ <u>電話柱等の既存工作物に通信設備を設置することにより、極力独立した基地局を設置しないこと。また、やむを得ず独立基地局を設置する場合は、共架、分散等も考慮に入れ、機能を果たす範囲で風致景観上の支障が最小となるよう配慮すること。</u></p> <p>ウ <u>既存工作物に通信設備を設置する場合も、規模又は色彩を審査基準に則って工夫するなどし、風致景観上の支障に配慮すること。</u></p>				
(削除)			<p>(5) <u>携帯電話基地局地区</u></p>	<p><u>中央火口丘地区</u></p> <p><u>火口原地区</u></p>	<p>① <u>基本方針</u></p> <p>ア <u>本地域の利用中核地であることから、基地局のみを新築する行為は、火山景観及び草原景観に与える風致景観上の支障が大きいので許可しない。</u></p> <p>イ <u>既存工作物へ通信設備を設置する場合も、風致景観上の支障に十分配慮する。</u></p> <p>② <u>規模、色彩</u></p> <p><u>以下の各要件に適合しないものは許可しない。</u></p> <p>ア <u>規模は必要最小限とすること。</u></p> <p>イ <u>既存工作物に設置する場合は原則として反射を抑えた灰色とするが、既存工作物の色彩とのバランスを考慮すること。</u></p> <p><u>基本方針</u></p> <p><u>特別地域が狭く普通地域に固まれている</u></p>

					ため普通地域に誘導するものとし、許可しない。
				外輪山地区	<p>① 基本方針</p> <p>ア 草原において基地局のみを新築する行為は草原景観に与える支障が大きいため草原にあつては許可しない。</p> <p>イ 景観上重要な北・南外輪山稜線沿いについては、稜線を分断するため独立基地局は許可しない。</p> <p>ウ 電話柱等既存工作物へ通信設備を設置することにより、草原以外の場所においても極力独立した基地局は設置しないよう調整を図る。</p> <p>また、やむを得ず独立基地局を設置する場合には供架、分散等も考慮に入れ、機能を果たす範囲で風致上の支障が最小となるよう配慮する。</p> <p>エ 樹林地内であっても利用施設からの見え方に十分に配慮する。</p> <p>② 位置、規模、色彩</p> <p>以下の各要件に適合しないものは許可しない。</p> <p>ア 新たに大規模な土地の改変、木竹の伐採や管理道路の新設が必要でないこと</p> <p>イ 植林地内であること。</p> <p>ウ 鉄塔の高さ（アンテナ部除く）は周辺の</p>

				<p>樹木の高さを超えない規模とすること。</p> <p>エ 植林地では鉄塔及び柱は茶系統色とする。</p> <p>オ 既存工作物に設置する場合は原則として反射を抑えた灰色とするが、既存工作物の色彩とのバランスに配慮されていること。</p> <p>カ 局舎は10分の2以上の勾配屋根とし、屋根は焦げ茶色、壁は茶系統色とすること。</p>
	(削除)		<p>(6)アンテナ(家庭用の小規模なものを除く)</p>	<p>全域</p> <p>① 基本方針 既存アンテナを既存の位置で建て替える場合を除きアンテナの新築は、既に通信アンテナが多数設置されている夜峰山、米塚北、大観峰以外では許可しない。</p> <p>② 規模、色彩 以下の要件に適合しないものは許可しない。 反射を抑えた灰色とすること。</p>
2の6 砂防・ 治山施 設	<p>(1) 審査基準</p> <p>ア デザイン及び色彩 主要な展望地から望見されるものは、色彩を焦げ茶色又は暗灰色とするとともに、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。</p>		<p>(7) 堰堤 (ダム)地区</p>	<p>全域</p> <p>① 基本方針 ア 設置目的をかなえる範囲で、位置、構造及びデザインに配慮する。 イ カルデラ内壁にあっては中央火口丘及び火口原から良く望見され風致上の支障が大きいいため表面の処理に十分に配慮す</p>

	<p>(ア) _____ 望見され _____</p> <p>_____ 部分に自然石張り又は _____ 自然石を模した表面処理を施すこと。ただし、表面処理の有無で風致景観に差異が生じない距離にあるものについては、この限りでない。</p> <p>(イ) 周囲が樹林である場合 _____ は、望見される方向側に修景植栽を施す等の風致景観上の保護措置を講じること。</p> <p>イ 付帯施設の取扱</p> <p>(ア) 前庭保護工又は流路工を伴う場合は、必要最小限の規模とし、デザイン及び色彩は、アの規定によること。</p> <p>(イ) 工事用道路については、「2の2 道路」又は「6の2 管理用道路」の規定によること。</p> <p>(ウ) 法面処理については、擁壁は、自然石又は自然石を模した石積み擁壁若しくは同様の化粧を施したコンクリート擁壁とし、暗灰色とすること。</p> <p>擁壁工以外で法面処理を行う場合には、岩接着法、ロックネット（茶色系統又は灰色系統）張り又は緑化を伴う工法の採用を優先的に検討し、植生の自然回復を</p>			<p>る。</p> <p>② 規模、構造、色彩</p> <p>以下の各要件に適合しないものは許可しない。</p> <p>ア 規模は必要最小限と認められるものであること。</p> <p>イ 公園利用施設から望見され、風致上の支障の大きいものについては、堰堤（ダム）の見える部分に自然石張りか、または自然石を模した表面処理を施し、_____</p> <p>_____</p> <p>_____ 周囲が樹林である場合には _____</p> <p>_____ 修景植栽を施す _____ こと。</p> <p>ウ 色彩は暗灰色（顔料 5%以上を目安とする）とすること。</p>
--	--	--	--	---

	<p><u>誘導すること。</u></p> <p><u>ただし、次のいずれかに該当する場合は、必要最小限と認められる範囲において、コンクリート吹付工、モルタル吹付工等の採用も可能とする。</u></p> <p><u>A 安全を確保する上でやむを得ない場合。</u></p> <p><u>B 主要な展望地から望見されない場合。</u></p> <p>(2) 配慮事項・指導方針等</p> <p><u>阿蘇地域産の石材や木材といった地域資源の活用を積極的に検討すること。</u></p>			
2の7 牧柵	<p>(1) 審査基準</p> <p><u>「1 全行為共通事項」に規定する内容に準じること。</u></p> <p>(2) 配慮事項・指導方針等</p> <p><u>_____ 牧歌的景観の形成のため、公園事業道路等と牧野との境界にあたる部分については、可能な限り木_____柵又は擬木柵に移行すること_____。</u></p>	(8) 牧柵	全域	<p>① 行政指導の方針</p> <p><u>申請者に対しては、牧歌的景観の形成のため、公園事業道路__と牧野との境界にあたる部分については、可能な限り木製の柵_____に移行するよう指導する。</u></p>
2の8 自動販売機	<p>(1) 審査基準</p> <p><u>ア 位置</u></p> <p><u>次に掲げる地域において行う自動販売機の単独設置（建築物等に付帯させないもの）は、阿蘇地域の風致景観の特性上、原則として施行規則第11条第14項第1号で規定の例によることとされている同条第1項第3号（主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならない）に抵触するものとする。</u></p>	(9) 自動販売機	全域	<p>① 基本方針</p> <p><u>自動販売機は、色彩が目立つ上、夜間にも電気が点灯し、風致上の支障が大きいため公園事業地以外での設置は許可しない。</u></p> <p><u>ただし、この場合においても風致上の支障の軽減が図られるよう、数量を制限するものとする。</u></p>

	<p>(ア) 中央火口丘地区においては、坊中山上線道路（車道）、南阿蘇登山線道路（車道）、仙酔峡線道路（車道）又は赤水山上線道路（車道）から望見される草原</p> <p>(イ) 北外輪瀬の本沿道景観保全区域</p> <p>(ウ) その他の公園事業道路等の中心線から 100m以内に位置する草原</p> <p>イ デザイン、色彩等</p> <p>自動販売機は、色彩が目立つ上、夜間にも電気が点灯し、風致景観上の支障が大きいため、主要な展望地から視認される場合は、次に掲げる基準に適合するものとする。</p> <p>(ア) 建築物の庇の下に設置するなど、_____</p> <p>_____</p> <p>風致景観上の支障の軽減が図られるものであること。</p> <p>(イ) 色彩は、茶色系又は建築物壁面と同色系であり、原色、蛍光色、金色及び銀色（以下、これらを「原色等」という。）でないこと。ただし、板張り等の自然材料により外側を囲む場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 配慮事項・指導方針等</p> <p>夜間は消灯又は調光する等の取組を推進すること。</p>				<p>② デザイン _____</p> <p>以下の要件に適合しないものは許可しない。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____、板張り等の自然材料により外側を囲むことにより、風致 _____ への影響を軽減すること。</p>
2の9 テント	<p>(1) 審査基準</p> <p>ア 位置</p> <p>次に掲げる地域内で行うテントの設置は、阿蘇地域の風致景観の特性上、原則として施行規則第 11 条第 13 項第</p>		(10) テント	全域	<p>① 基本方針</p> <p>_____</p> <p>当地域を代表する景観である火山景観及</p>

	<p>1号又は第14項第1号で規定の例によることとされている同条第1項第3号（主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならない）に抵触するものとする。ただし、イベント等のために短期間設置するもの又は公益上若しくは地元農家による農産物販売に必要なものであって、当該地以外の場所においては<u>その目的を達成できないと認められるものについては、この限りでない。</u></p> <p><u>(ア) 中央火口丘地区においては、坊中山上線道路（車道）、南阿蘇登山線道路（車道）、仙酔峡線道路（車道）又は赤水山上線道路（車道）から望見される草原</u></p> <p><u>(イ) 北外輪瀬の本沿道景観保全区域</u></p> <p><u>(ウ) その他の公園事業道路等の中心線から 100m以内に位置する草原</u></p> <p><u>イ 規模及びデザイン</u></p> <p>_____</p> <p><u>(ア) 規模は、10㎡以下であること。ただし、イベント等のために短期間設置する場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(イ) 地形の改変を伴わないこと。</u></p> <p><u>(ウ) 色彩は、つや消しの白色系統又は明度及び彩度が低い色とすること。ただし、主要な展望地から望見されないもの又は短期間のイベントを行う際に設置するものについては、この限りでないが、この場合においても、原色等は避けること。</u></p>			<p><u>び草原景観の維持に配慮し、テントの設置は原則として許可しない。</u></p> <p>_____ただし、イベント_____及び地元農家による農産物販売所_____であって、当該地_において<u>しかその目的を達成できない _____ものについてはこの限りでない。</u></p> <p><u>② 規模、_____デザイン</u></p> <p><u>以下の各要件に適合しないものは許可しない。</u></p> <p><u>ア 規模は 10㎡以下であること。ただし、イベント _____を行う際に設置する場合は _____この限りではない。</u></p> <p><u>イ 地形の改変を伴わないこと。</u></p> <p><u>ウ 屋根は勾配屋根であること。</u></p> <p><u>エ 色彩は _____つや消しの白色 _____とすること。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
--	---	--	--	---

	<p><u>(エ) 設置期間が定められており、終了後は直ちに撤去されるものであること。</u></p> <p><u>(2) 配慮事項・指導方針等</u></p> <p><u>ア キャンプ場の設置については、基本的に、公園事業（野営場事業）の執行や、自然体験活動促進計画に則って実施すること。ただし、テントの設置位置や数量を限定したテント設置（グランピング用テントを含む。）については、以下の審査基準及び配慮事項に基づき個別判断とする。</u></p> <p><u>イ 「1 全行為共通事項」に規定する内容に準じること。</u></p>			<p><u>オ 設置期間が定められており、終了後は直ちに撤去されるものであること。</u></p>
<p>2 の 10 太 陽光発 電施設</p>	<p><u>(1) 審査基準</u></p> <p><u>ア 位置</u></p> <p><u>阿蘇地域の風致景観の特性上、主要な展望地から望見されるものは、施行規則第11条第12項第1号で規定の例によることとされている同条第1項第3号（主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならない）及び第4号（眺望の対象に著しい支障を及ぼすものではない）に抵触するものとする。ただし、既存施設等の敷地内に設置されるもの、10㎡以下の小規模なもの及び「2の1建築物」の審査基準に適合する建築物の屋根面等に設置されるものはこの限りでない。</u></p> <p><u>イ 規模、デザイン及び色彩</u></p> <p><u>(ア) 太陽光パネルは、黒色系統で低反射素材のものを使用すること。</u></p>			<p>(新設)</p>

	<p><u>(イ) 架台の色彩は、つや消しの焦げ茶色又は暗灰色とすること。</u></p> <p><u>ただし、既存施設等の敷地内に設置されるもの、10m2以下の小規模なもの及び「2の1建築物」の審査基準に適合する建築物の屋根面等に設置されるものはこの限りでない。</u></p> <p><u>ウ 付帯施設の取扱</u></p> <p><u>(ア) 太陽光発電施設を囲むフェンス、送配電設備等の関連する施設の色彩は、つや消しの焦げ茶色又は暗灰色とすること。ただし、主要な展望地から望見されない場合又は事業地周辺で植栽等により遮蔽される場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(イ) 管理用道路は、「2の2 道路」又は「6の2 管理用道路」の規定によること。</u></p> <p><u>(2) 配慮事項・指導方針等</u></p> <p><u>太陽光発電施設の新築は、当該地域の風致景観に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、「国立・国定公園内における大規模太陽光発電施設設置のあり方に関する基本的考え方(平成27年2月環境省自然環境局)」及び「『国立・国定公園内における太陽光発電施設の審査に関する技術的ガイドライン』について(令和4年3月30日環自国発第2203301号国立公園課長通知)」に基づくこととする。</u></p>				
--	---	--	--	--	--

<p>2 の 11 風 力発電 施設</p>	<p>(1) 審査基準</p> <p>ア 位置</p> <p><u>阿蘇地域の風致景観の特性上、主要な展望地から望見されるもの又は草原内に設置されるものは、施行規則第 11 条第 11 項第 1 号で規定の例によることとされている同条第 1 項第 3 号（主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならない）及び第 4 号（眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでない）に抵触するものとする。また、施行規則第 11 条第 11 項第 1 号ただし書きにより認められる場合であっても、主要な展望地からの主たる眺望方向に位置している場合は、同条第 11 項第 2 号（野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがない）に抵触するものとする。</u></p> <p>イ 規模、デザイン及び色彩</p> <p><u>色彩は、主な背景が樹林又は草原の場合にはつや消しの焦げ茶色又は暗灰色とし、主な背景が空の場合にはつや消しの明灰色とすること。ただし、環境影響評価の結果により、バードストライク等の他の影響を軽減するために必要性が認められる場合は、この限りでない。</u></p> <p>ウ 付帯施設の取扱</p> <p><u>(ア) 送配電設備等の関連する施設の色彩は、つや消しの焦げ茶色又は暗灰色とすること。ただし、主要な展望地から望見されない場合又は植栽等により遮蔽される場合は、この限りでない。</u></p>				<p>(新設)</p>
------------------------------------	---	--	--	--	-------------

	<p>(イ) <u>管理用道路は、「2の2 道路」又は「6の2 管理用道路」の規定によること。</u></p> <p>(2) <u>配慮事項・指導方針等</u></p> <p><u>風力発電施設の新築は、当該地域の風致景観に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、「国立・国定公園内における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方（平成16年2月環境省自然環境局）」及び「『国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン』について（平成25年3月29日環自国発第1303291号国立公園課長通知）」に基づくこととする。</u></p>				
<p><u>2の12 地熱発電施設</u></p>	<p>(1) <u>審査基準</u></p> <p><u>ア 位置、規模、デザイン及び色彩</u></p> <p><u>発電所等の建築物については、「2の1 建築物」の規定による他、次に掲げる基準に適合するものとする。</u></p> <p><u>(ア) 当該施設に係る土地の形状を変更する規模が必要最小限と認められること。</u></p> <p><u>(イ) 周辺の樹木の高さを超えない規模とすること。ただし、主要な展望地から望見されない場合又は植栽等により遮蔽される場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>イ 付帯施設の取扱</u></p> <p><u>(ア) 付帯工作物（やぐら等の仮設工作物を含む）については、周辺の風致景観への調和を考慮し、つや消しの灰色系統又は茶色系統とすること。ただし、主要な展望</u></p>				<p>(新設)</p>

	<p><u>地から望見されない場合又は植栽等により遮蔽される場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(イ) 管理用道路は、「2の2 道路」又は「6の2 管理用道路」の規定によること。</u></p> <p><u>(2) 配慮事項・指導方針等</u></p> <p><u>地熱発電施設の新築は、当該地域の風致景観に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて（令和3年9月30日環自国発第2209301号自然環境局長通知）」及び「『国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて』の解説の改正について（令和3年9月30日環自国発第2209302号国立公園課長通知）」に基づくこととする。</u></p>				
<p><u>2の13上</u> <u>記以外</u> <u>のその</u> <u>他工作</u> <u>物</u></p>	<p><u>(1) 審査基準</u></p> <p><u>周辺の風致景観への調和を考慮し、原則としてつや消しの灰色系統又は茶色系統とすること。ただし、主要な展望地から望見されないもの、植栽等により遮蔽されるもの又は仮設の工作物については、この限りでない。</u></p> <p><u>(2) 配慮事項・指導方針等</u></p> <p><u>ア 「1 全行為共通事項」に規定する内容に準じること。</u></p> <p><u>イ 主要な展望地からの見え方に可能な限り配慮した配置とすること。</u></p>				<p>(新設)</p>
<p>7へ移動</p>			<p><u>(11)ヘリコプターの乗り入れに関</u></p>	<p><u>全域</u></p>	<p><u>① 基本方針</u></p> <p><u>ヘリコプターの乗り入れは当該地域の風致景観に著しい支障を及ぼすことが予想さ</u></p>

			<p><u>わる工作物</u></p>	<p>れるため、「<u>国立・固定公園内におけるヘリコプターの乗り入れについて</u>」(昭和59年3月26日付け環自保第109号、改正平成2年11月14日環自保第658号)に基づき、以下の要件に適合しないものは許可しない。</p> <p><u>ア 離着陸場所は、原則として定められたヘリポートに限る。</u></p> <p><u>イ 工作物は撤去されることが明らかな仮設のものであり、行為完了後は撤去し跡地の処理がなされることになっているものであること。</u></p> <p><u>ウ 公園利用に供される道路の路肩から20m以上離れていること。</u></p> <p><u>エ その用途が遭難救助、学術研究、物資運搬等を目的とする場合を除き、行為の期間が3ヶ月を超えず、また、乗り入れを行う期日が明確にされたものであること。</u></p> <p><u>オ 乗り入れを行う期日は、土日祝祭日及びそれをはさむ前後1日であること。</u></p> <p><u>カ 特別地域内での離着陸は、野鳥等の繁殖期には行わないこと。</u></p> <p><u>②行政指導の方針</u></p> <p><u>離着陸を伴わない公園内の上空飛行については、地上の利用者に不快の念を与え、野生生物への悪影響の恐れがないように指導する。</u></p>
--	--	--	---------------------	--

<p>3 木 竹の伐 採</p>	<p>(1) 配慮事項・指導方針等 <u>国有林及び民有林の施業については、「自然公園区域内における森林の施業について」(昭和34年11月9日国発第643号国立公園部長通達)及び「同(国有林の取扱)」(昭和48年8月15日環自企第516号自然保護局長通知)を基本として地域の風致景観に配慮した施業とすること。</u></p>		<p>2. 木竹の伐 採</p>	<p>全域</p>	<p>① 基本方針 <u>国有林及び民有林の施業については、「自然公園区域内における森林の施業について」(昭和34年11月9日国発第643号)及び「同(固有林の取扱)」(昭和48年8月15日環自企第516号)を基本として地域の風致に配慮した施業とする。</u></p>
<p>4 土 石の採 取 4の1 ボーリ ング</p>	<p>(1) 配慮事項・指導方針等 <u>ア 地熱発電のためのボーリングに当たっては、今後、発電所の建設やそれに伴う造成が行われることを考慮し、「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」及び同通知の解説に基づくこととする。</u> <u>イ 上記以外のボーリングについては、関連施設の風致景観上の支障を併せて審査する。</u></p>		<p>3. 土砂の採 取、 (1) ボーリ ング</p>	<p>全域</p>	<p>① 基本方針 <u>ア 温泉ボーリングについては、関連施設の風致判断をボーリングの際に併せて審査する。</u> <u>イ 地熱発電のためのボーリングは、許可しない。</u></p>
<p>4の2 採石</p>	<p>(1) 配慮事項・指導方針等 <u>終掘した採石場跡地は、土砂の流出防止の他、風致の保護上支障がないよう、緑化、整地等を行うこと。</u></p> <p>(2) その他 <u>阿蘇地域では、特別保護地区及び特別地域内において生業の維持のために行われている採石行為は現存しないことから、施行規則第11条第18項第1号に適合する採石行為は存在し得ないものとする。</u></p>		<p>(2) 採石</p>	<p>全域</p>	<p>① 基本方針 <u>ア 新規のものは許可しない。</u> <u>イ 特別地域指定以前から行われている採石場が現在4箇所操業中であるが、風致上の支障が大きいため、終掘のうえ、緑化するよう引き続き指導する。</u></p>

<p>5—広 告物— 5の1 営業用 広告物</p>	<p>(1) 審査基準 次に掲げる基準に適合するものとする。ただし、土地の 所有関係及び名称を明らかにするものについては、個別に判断 する。</p> <p>ア 規模及びデザイン (ア) 風致を乱すような立体でないこと。 (イ) のぼり旗を同一敷地内又は同一場所内に複数立てる場 合は、風致景観上の支障が大きいため、表示面の面積 2.0㎡以下かつ本数が5本以内になるようにすること。 ただし、設置期間が3ヶ月以下のイベントの実施に係 る仮設ののぼり旗の本数については、この限りでない。</p> <p>(ウ) 「北外輪山瀬の本沿道景観保全区域」については、次の 基準に適合すること。</p> <p>A 敷地内の広告物（自然公園法施行規則第11条第21項 第1号の広告物）にあつては、同一敷地内又は同一場所 における表示面の面積の合計が2㎡以下のものであるこ と。ただし、土地の所有関係及び名称を明らかにするも の並びに設置期間が3ヶ月以下の仮設の広告物等につい ては、この限りでない。また、広告物等を設置する場合 にあつてはその高さが2m、広告物等を掲出し又は表示 する場合にあつてはその表示面の高さが2m（工作物に 掲出し又は表示するものにあつては、当該工作物の高さ） 以下のものであること。</p> <p>B 誘導標識（自然公園法施行規則第11条第21項第2号 の広告物）にあつては、広告物等の個々の表示面の面積</p>		<p>4. 広告物、 (1) 営業用 広告物</p>	<p>全域</p>	<p>① 基本方針 ア 風致の支障の軽減と国立公園としての 一体感を演出するため、デザインの統一を 図る イ 乱立を防止し、必要最小限の表示内容と なるように表示方法に配慮する。 ウ 老朽化したものの撤去を図る。 エ ミルクロード及びやまなみハイウェイ 沿いの草原景観の保全に配慮する。 オ 特に「北外輪瀬の本沿道景観保全区域」 にあつては規模及びデザインの統一を図 るものとする。 ただし、土地の所有関係及び名称を明ら かにするものについては、この限りではな い。</p> <p>② 位置、規模、色彩 「北外輪瀬の本沿道景観保全区域」にあつ ては、以下の各要件に適合しないものは許 可しない ア 材料は木材を用いるか、それを模したも のであること。 イ 規模は敷地内の広告物にあつては高さ 2.0m以下、表示面積の合計は2.0㎡以下と し、誘導標識にあつては高さ1.0m以下、 表示面積は0.3㎡以下とする。 ウ 立体でないこと</p>
--	--	--	------------------------------------	-----------	---

	<p>が 0.3 m²以下であること。また、広告物等を設置する場合にあってはその高さが 2 m、広告物等を掲出し又は表示する場合にあってはその表示面の高さが 2 m 以下のものであること。</p> <p>イ 色彩</p> <p>次に掲げる基準に適合するものとする。ただし、「阿蘇サインガイドライン（平成 18 年 3 月阿蘇広域行政事務組合）」で規定する自治体毎のシンボルカラー、コーポレートカラー、写真、その他必要性が認められる色彩の一部使用については、この限りでないが、この場合においても、アクセントのみの使用とする等、必要最小限とすること。</p> <p>(ア) のぼり旗及び設置期間が 3 ヶ月以下の仮設広告物にあっては、明度及び彩度が低い色又は自然材料とすること。</p> <p>(イ) 上記以外の広告物にあっては、地を焦げ茶色又は自然材料とし、文字を白色、淡黄色又は黒色とすること。</p> <p>(2) 配慮事項・指導方針等</p> <p>ア 風致景観上の支障の軽減と国立公園としての一体感を演出するため、デザインの統一を図ること。</p> <p>イ 乱立を防止し、必要最小限の表示内容となるように表示方法に配慮すること。</p> <p>ウ 公園事業道路等の沿線においては、沿道景観の保全に配慮すること。特に「北外輪瀬の本沿道景観保全区域」にあっては規模及びデザインの統一を図ること。</p>			<p>エ 色彩は、地を焦げ茶色、濃茶色もしくは木材の地を活かした茶系統とし、文字を白色または黒色で横書きとすること。</p> <p>オ 照明を用いる場合は白色光とすること。</p> <p>その他の地域にあっては以下の各要件に適合しないものは許可しない。</p> <p>ア 材料は木材、石材等自然材料を用いるか、それを模したものであること。</p> <p>イ 規模は必要最小限と認められるものであること。</p> <p>ウ 風致を乱すような立体でないこと</p> <p>エ 色彩は、地を焦げ茶色、濃茶色もしくは木材の地を活かした茶系統とし、文字を白色または黒色とすること。</p> <p>オ 照明を用いる場合は白色光とすること。</p> <p>③行政指導の方針</p> <p>申請者には以下の事項について指導する。</p> <p>照明は用いない。</p>
--	--	--	--	--

	<p>(3) その他</p> <p>熊本県屋外広告物条例の基準に適合する必要があることに留意すること。</p>			
5の2 指導標 識及び 案内標 識	<p>(1) 審査基準</p> <p>次に掲げる基準に適合するものとする。ただし、法令に基づくものや安全を確保する上で必要なもの等公益性を有するものについては、基準によらず個別に判断する。</p> <p>ア 位置及び規模</p> <p>(ア) 設置個所は、車道、歩道の出入口、分岐点又は行政界であること。</p> <p>(イ) 規模及び設置数は、必要最小限と認められるものであること。</p> <p>(ウ) 風致を乱すような立体でないこと。</p> <p>イ 色彩</p> <p>地を焦げ茶色又は自然材料とし、文字を白色、淡黄色又は黒色とすること。案内図、仮設の広告物等における、「阿蘇サインガイドライン」で規定する自治体毎のシンボルカラー、コーポレートカラー、写真、その他必要性が認められる色彩の一部使用については、この限りでないが、この場合においても、アクセントのみの使用とする等、必要最小限とすること。</p> <p>ウ デザイン</p> <p>簡素なものとし、「自然公園等施設技術指針（平成25年7月制定、令和4年3月改定環境省自然環境局自然環境</p>	(2) 指導標 識	全域	<p>① 基本方針</p> <p>ア 風致の支障の軽減と国立公園としての一体感を演出するためデザインの統一を図る。</p> <p>イ 乱立を防止し、適切な利用案内が可能となるように表示方法に配慮する。</p> <p>ウ 重複するものの整理統合、老朽化したものの撤去を図る。</p> <p>エ デザインは簡素なものとし、環境庁自然保護局作成の「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針」に沿ったもので、「阿蘇サイン 計画」との整合を図る。</p> <p>② 位置、規模、色彩</p> <p>以下の各要件に適合しないものは許可しない。</p> <p>ア 設置場個所は、車道、歩道の出入口、分岐点、行政界であること。</p> <p>イ 規模は必要最小限と認められるものであること。</p> <p>ウ 風致を乱すような立体でないこと</p> <p>エ 木材或いは木材を模した材料を使用し</p>

	<p><u>整備課)」における第3部第7章公共標識(サイン類)に沿ったもので、「阿蘇サインガイドライン」との整合を図ること。</u></p> <p>(2) 配慮事項・指導方針等</p> <p>ア <u>ユニバーサルデザインであることに留意するとともに、表記は、日本語と英語を基本とすること。</u></p> <p>イ <u>乱立防止の観点から、同種のもの及び同位置に設置するものは統合すること。</u></p> <p>ウ <u>風致景観上の支障の軽減と国立公園としての一体感を演出するためデザインの統一を図ること。</u></p>				<p><u>たものであること。</u></p> <p>オ <u>色彩は、地を焦げ茶色、濃茶色もしくは木材の地を活かした茶系統色とし、文字を白色または黒色とすること。案内図には上記以外の色の使用を認めるが、必要最小限とすること。</u></p> <p>カ <u>照明は用いないこと。</u></p>
<p>6 土地の形状変更</p> <p>6の1 草地改良</p>	<p>(1) 審査基準</p> <p><u>区画の平均斜度が25度以下であること。</u></p> <p>(2) 配慮事項・指導方針等</p> <p>ア <u>平均斜度が15度から25度の区画にあつては、土地の形状変更を伴う草地改良を行わず、牧草の播種にとどめること。</u></p> <p>イ <u>在来の草本種からなる草原景観を保全し、併せて、土砂流出を防止するために、新規の草地改良を可能な限り行わないこと。</u></p> <p>ウ <u>やむを得ず新規で行う場合であっても、公園事業道路から望見される斜面及び沿線5mの範囲については極力野草地のままとすること。</u></p> <p>エ _____</p>		<p>5. 土地形状の変更</p> <p>(1) 草地改良</p>	<p>全域</p>	<p>① 基本方針</p> <p>ア <u>在来の草本種からなる草原景観を保全し、あわせて土砂流出を防止するために、草地改良はできる限り更新とするよう調整を図る。</u></p> <p>イ <u>やむを得ず新規で行う場合であっても、公園事業道路から望見される斜面及び沿線5mの範囲については極力野草地のままとするよう調整を図る。</u></p>

	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____ やむを得ず改変を行う場合は、復元を促進する措置を講じる<u>こと。</u></p>				<p>エ <u>ミヤマキリシマ群落、山地湿原群落等当公園の指定植物を含む貴重な植生に配慮し、その周囲を含めて保全するよう調整を図る。</u></p> <p>また、やむを得ず改変を行う場合は復元を促進する措置を講じる<u>よう指導する。</u></p> <p>② <u>位置、規模、施工方法</u></p> <p>以下の各要件に適合しないものは許可しない。</p> <p>ア <u>ミヤマキリシマ群落を避けること。</u></p> <p>イ <u>区画の平均斜度が 25 度以下であること。</u></p> <p>ウ <u>平均斜度 15 度～25 度の区画であっては本格的な耕耘は行わず、牧草の播種にとどめること。</u></p>
<p>6の2 管理用 道路 (未舗 装)</p>	<p>(1) <u>審査基準</u></p> <p><u>法面擁壁、安全対策施設等の工作物を用いる場合は、「2の2 道路」の規定によること。</u></p> <p>(2) <u>配慮事項・指導方針等</u></p> <p><u>地形の改変の少ない線形とし、かつ、自然環境の保護に配慮すること。</u></p>		<p>(2) <u>管理用道路（未舗装）</u></p>	<p>全域</p>	<p>① <u>基本方針</u></p> <p>ア <u>工作物を用いる場合は工作物（車道）の新築として取り扱う。</u></p> <p>イ <u>ミヤマキリシマ群落、山地湿原群落等、当公園の指定植物を含む貴重な植生に配慮し、その周囲を含めて保全するよう調整を図る。</u></p> <p>② <u>規模、位置、線形</u></p> <p>以下の各要件に適合しないものは許可しない。</p> <p>ア <u>ミヤマキリシマ群落を避けること。</u></p>

				<p>イ 規模は新築する場合には設置目的をかなえる範囲で最小限とすること。</p> <p>ウ 地形の改変の少ない線形として自然環境の保護に配慮されていると認められること。</p> <p>エ 支障木の伐採及び周辺植生へ与える影響が最小限と認められること。</p> <p>③ 残土処理方法</p> <p>以下の要件に適合しないものは許可しない。</p> <p>残土は普通地域または公園区域外で適切に処理すること。ただし、特別地域内において許可を得て行われる他の工事に流用する場合にあっては、この限りではない。</p> <p>④ 修景緑化方法</p> <p>以下の各要件に適合しないものは許可しない。</p> <p>ア 元来植生のなかった場合を除いて法面は表土保全等の手法を用いて可能な限り郷土種で緑化すること。</p> <p>イ 草原については樹木の植栽は行わないこと。</p>
7へ リコプ ターの	<p>(1) 審査基準</p> <p>ヘリコプターの乗り入れは、当該地域の風致景観に著しい支障を及ぼすことが予想されるため、「国立・国定公園内における</p>		(11)ヘリコ プターの乗 り入れに関	<p>全域</p> <p>① 基本方針</p> <p>ヘリコプターの乗り入れは、当該地域の風致景観に著しい支障を及ぼすことが予想</p>

<p>乗り入れに関わる工作物及び広告物</p>	<p>ヘリコプターの乗り入れについて（平成2年11月14日環自保第658号自然保護局長通知）」に基づき、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア 離着陸場所は、定められたヘリポートに限ること。</p> <p>イ 工作物及び広告物は、撤去されることが明らかな仮設のものであり、行為完了後は撤去し跡地の整理がなされることになっているものであること。</p> <p>ウ 工作物の設置場所は、公園事業道路等の路肩から20m以上離れていること。</p> <p>エ 案内、注意看板等の必要な広告物は、「5の1 営業用広告物」の規定によること。</p> <p>オ 行為の期間が1年を超えず、また、乗り入れを行う期日が明確にされたものであること。</p> <p>カ 当該離着陸場所周辺に生息する希少鳥獣の繁殖期には離着陸を行わないこと。</p> <p>(2) 配慮事項・指導方針等</p> <p>「1 全行為共通事項」に規定する内容に準じること。</p>		<p>わる工作物（再掲）</p>	<p>されるため、「国立・固定公園内におけるヘリコプターの乗り入れについて」（昭和59年3月26日付け環自保第109号、改正平成2年11月14日環自保第658号）に基づき、以下の要件に適合しないものは許可しない。</p> <p>ア 離着陸場所は、原則として定められたヘリポートに限ること。</p> <p>イ 工作物は撤去されることが明らかな仮設のものであり、行為完了後は撤去し跡地の処理がなされることになっているものであること。</p> <p>ウ 公園利用に供される道路の路肩から20m以上離れていること。</p> <p>エ その用途が遭難救助、学術研究、物資運搬等を目的とする場合を除き、行為の期間が3ヶ月を超えず、また、乗り入れを行う期日が明確にされたものであること。</p> <p>オ 乗り入れを行う期日は、土日祝祭日及びそれをはさむ前後1日であること。</p> <p>カ 特別地域内での離着陸は、野鳥等の繁殖期には行わないこと。</p> <p>②行政指導の方針</p> <p>離着陸を伴わない公園内の上空飛行については、地上の利用者に不快の念を与え、野生生物への悪影響の恐れがないように指導する。</p>
-------------------------	--	--	------------------	--

<p>8 ト レイル ランニ ング大 会等に 関わる 工作物 及び広 告物</p>	<p>(1) 審査基準</p> <p>ア 位置、規模</p> <p><u>(ア) 特別保護地区又は第1種特別地域がコースに含まれないこと。ただし、公園事業道路(歩道)や整備されている歩道等で実施するものであって、歩道や自然環境への影響が軽微である場合はこの限りでない。</u></p> <p><u>(イ) 誘導看板、コーステープ等の広告物は、大会参加者の安全確保上必要な最小限の規模及び設置数とし、大会終了後に速やかに撤去すること。</u></p> <p><u>(ウ) テント、トイレ等の工作物は、大会運営上必要な最小限の規模及び設置数とし、大会終了後に速やかに撤去すること。</u></p> <p>(2) 配慮事項・指導方針等</p> <p>ア <u>トレイルランニング大会等の開催は、歩道の適正な維持管理や周辺の自然環境への悪影響が予想されるため、「国立公園内におけるトレイルランニング大会等の取扱いについて」(平成27年3月31日環自国発第1503313号国立公園課長通知)に基づくこととする。</u></p> <p>イ <u>環境影響モニタリング</u></p> <p><u>「国立公園内で開催されるトレイルランニング大会等におけるモニタリングの手引き(平成29年3月1日環自国発第1703011号国立公園課長通知)」に基づいて、事前にコース全体の踏査を行い、大会の影響が懸念される箇所</u> <u>の環境影響モニタリングを実施すること。</u></p> <p>ウ 「1 全行為共通事項」に規定する内容に準じること。</p>				<p>(新設)</p>
---	---	--	--	--	-------------

(2) 普通地域

普通地域内の _____ 行為に係る措置命令等の処分の基準としては、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」第 28 の規定に基づき、「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処分基準について（以下、「措置命令に関する処分基準」という。）（令和 4 年 4 月 1 日環自国発第 22040118 号自然環境局長通知）」による他、次の取扱方針によるものとします。これらに基づき、主要な展望地からの展望や眺望を著しく妨げる場合や景観資源の保全上著しい支障が生じる場合等の風景を保護するために必要があると認める場合に、措置命令等の処分を行います。

また、国立公園の保護又は利用の推進のために、行為に際し特に配慮を求めらるる事項を併せて定めます。

項目	取扱方針
1 全 行為共 通	<p>(1) 処分基準</p> <p>ア 各種行為に当たっては、その目的を達成する範囲で必要最小限の規模とすること。</p> <p>イ カルデラ床地区又は外輪山地区に位置する普通地域は、その地形の特性上、特別地域内に位置する主要な展望地から一望されることから、主要な展望地から眺望される風景の保護上著しい支障を及ぼさないこと。</p> <p>(2) 配慮事項・指導方針等</p> <p>ア 色彩</p> <p>(ア)～(ウ)で指定した色彩については、下記のマンセル値を目安とする。</p>

イ 普通地域

普通地域内の要届出行為については、下記の取扱方針により、風景の保護上適切な配慮がなされるよう指導する。

行為の種類	地区	取扱方針
		(新設)

	<p>(ア) 焦げ茶色：10YR2.0/1.0</p> <p>(イ) 明灰色：5Y7.0/0.5</p> <p>(ウ) 暗灰色：10YR3.0/0.2（黒色顔料混合割合3%以上）</p> <p>イ 草原内、主要な展望地から望見される場所及び市町村の景観計画によって定められる景観形成地域でなされる行為については、特に風景の保護に配慮すること。</p> <p>ウ 元来植生のなかった場合を除いて、工事に伴い発生した法面等の裸地は、原則として「自然公園における法面緑化指針（平成27年10月環境省自然環境局）」の「4. 基本理念に基づく方針」に則って、修景及び緑化方法を計画すること。ただし、災害復旧等のために緊急を要する場合等、「自然公園における法面緑化指針解説編（平成27年10月環境省自然環境局）」に記載されている本指針に抛りがたい場合の例等に該当する場合には、指針の記載内容に則って検討し、修景及び緑化方法を計画すること。</p>			
<p>2 工 作物 2 の 1 建築物</p>	<p>(1) 処分基準</p> <p>ア 規模（高さ） 建築物の高さは、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。ただし、建替えの新築については、既存の階数高さを超えない場合はこの限りでない。</p> <p>(ア) カルデラ床地区にあつては、30m以下であること。</p> <p>(イ) 外輪山地区にあつては、15m以下であること。</p> <p>イ デザイン及び色彩</p>	<p>1. 工作物の 新築、改築又 は増築 (1) 建築物</p>	<p>火口原 地区</p>	<p>① 基本方針 農村風景の保護のため火口原の開発行為について、必要な指導を行う。</p> <p>② 規模（高さ） _____高さは極力低くなるよう指導する。高さは30mを目安とする。特に中央火口丘の麓及びカルデラ内壁の麓に当たる地域については極端に高くしないこと。</p> <p>③ デザイン、_____色彩</p>

	<p>(ア) <u>阿蘇地域の農村風景に適合したものとし、当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風景と著しく不調和でないこと。</u></p> <p>(イ) <u>屋根のデザインは、切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根（片流れ屋根を除く。）に限るものとし、陸屋根又はドーム等の曲面屋根でないこと。</u></p> <p>(ウ) <u>屋根勾配は、10分の2以上10分の5以下とすること。</u></p> <p>(エ) <u>色彩は、明度の高いものを避けたつや消しとし、屋根については焦げ茶色又は灰色系統、壁面については茶色系統（木材地色を含む。）、灰色系統又はクリーム色系統とすること。</u></p> <p>(オ) <u>上記の規定について、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>A <u>伝統的な寺社仏閣、屋上にヘリポートを設ける場合等の特殊な用途の建築物である場合。</u></p> <p>B <u>和瓦、漆喰等の伝統素材や茅等の自然素材を用いる場合。</u></p> <p>C <u>市街地周辺等の立地で、本基準に従わないことが、農村風景の保護へ甚大な影響を及ぼすとまではいけない場合。</u></p> <p>D <u>配置の工夫や植栽等によって、主要な展望地から望見されない場合。</u></p> <p>(2) <u>配慮事項・指導方針等</u></p> <p><u>中央火口丘の麓又はカルデラ内壁の麓に当たる地域においては、建築物の高さを極端に高くしないこと。</u></p>			<p><u>_____ 阿蘇 _____ の農村風景に適合したものとし、簡素なデザインとなるよう指導する。屋根のデザインは勾配屋根とし、その色彩は焦げ茶色、黒または灰色とするよう指導する。壁面の色彩は茶系統色（木材地色含む）、灰系統色、クリーム系統色とするよう指導する。特に原色、蛍光色、金色、銀色は避ける。</u></p>
			<p>外輪山地区</p>	<p>① 基本方針</p> <p><u>広大な草原風景の保護のため北外輪山上の開発行為について、必要な指導を行う。</u></p> <p>② 規模（高さ）</p> <p><u>高さは極力低くなるよう指導する。高さは15mを目安とする。</u></p> <p>③ デザイン、色彩</p> <p><u>阿蘇の自然（風景）に適合したものとし、簡素なデザインとなるよう指導する。屋根のデザインは勾配屋根とし、その色彩は焦げ茶色、黒または灰色とするよう指導する。壁面の色彩は茶系統色（木材地色含む）、灰系統色、クリーム系統色とするよう指導する。特に原色、蛍光色、金色、銀色は避ける。</u></p>
		<p>(2) 鉄塔類</p>	<p>火口原</p>	<p>① 基本方針</p>

<p>2 の 2 鉄塔・無線施設等</p>	<p>(1) 処分基準</p> <p>ア 阿蘇地域の風景の特性上、外輪山地区での設置は、措置命令に関する処分基準の1)に規定される「①主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならない」、「②重要な眺望の対象に著しい支障を及ぼすものではない」又は「③色彩及び形態がその周辺の風景と著しく不調和でない」に抵触するものとする。</p> <p>イ 色彩は、主な背景が樹林又は草原の場合にはつや消しの焦げ茶色又は暗灰色とし、主たる背景が空の場合にはつや消しの明灰色とすること。</p> <p>(2) 配慮事項・指導方針等</p> <p>カルデラ床地区では、主要な展望地からの眺望方向での設置を避けること。</p>		<p>地区</p>	<p>大観峰から眺望される火口原と五岳一帯の風景の保護を図るため、大観峰から五岳の展望方向における開発行為について必要な指導を行う。</p> <p>② 位置、規模（高さ）及び色彩</p> <p>可能な限り展望方向での設置を避けるよう指導する。高さは極力低くなるよう指導する。色彩は主な背景が樹林の場合には茶色、主たる背景が空の場合には明灰色とするよう指導する。</p>
<p>2 の 3 砂防・治山施設等</p>	<p>(1) 処分基準</p> <p>主要な展望地から望見されるものは、色彩を焦げ茶色又は暗灰色とするとともに、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。</p> <p>ア 望見される部分に自然石張り又は自然石を模した表面処理を施すこと。ただし、表面処理の有無で風景に差異が生じ</p>	<p>(3) 堰堤（ダム）</p>	<p>全域</p>	<p>① 基本方針</p> <p>主要国道から望見される位置で行われる開発行為について必要な指導を行う。</p> <p>② 色彩及び修景</p> <p>色彩は暗灰色または焦げ茶色とするよう指導する。周囲が樹林である場合には、前面に修</p>

	<p>ない距離にあるものについては、この限りでない。</p> <p>イ 周囲が樹林である場合は、望見される方向側に修景植栽を施す等の風景の保護上の措置を講じること。</p>		<p>景植栽を施すよう指導する。</p>
<p>2 の 4 太 陽 光 発 電 施 設</p>	<p>(1) 処分基準</p> <p>ア 位置</p> <p>阿蘇地域の風景の特性上、次のいずれかに該当する場所に設置されるものは、措置命令に関する処分基準の2)に規定される「①主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならない、重要な眺望の対象に著しい支障を及ぼすものではない」、「②色彩及び形態がその周辺の風景と著しく不調和でない」又は「⑤野生動植物の生息又は生育上その他の風景の保護上重要な支障を及ぼすおそれがない」に抵触するものとする。</p> <p>(ア) 主要な展望地から望見される場所。ただし、事業地周辺で植栽等により遮蔽されるもの、市街地周辺の立地で主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにはならないもの又は同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和が2,000m²以下であって学術研究その他公益上必要と認められるものを除く。</p> <p>(イ) 草原内</p> <p>イ 規模及び色彩</p> <p>(ア) 太陽光パネルは、黒色系統で低反射素材のものを使用すること。</p> <p>(イ) 架台の色彩は、つや消しの焦げ茶色又は暗灰色とすること。ただし、主要な展望地から望見されない場合又は植</p>		<p>(新設)</p>

	<p><u>栽等により遮蔽される場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>ウ 付帯施設の取扱</u></p> <p><u>(ア) 公園事業道路等に面する場合は、植栽又は色彩を焦げ茶とした柵若しくは塀を設置する等により、遮蔽する措置をとること。</u></p> <p><u>(イ) 太陽光発電施設を囲むフェンス、送配電設備等の関連する施設の色彩は、つや消しの焦げ茶色又は暗灰色とすること。ただし、主要な展望地から望見されない場合又は植栽等により遮蔽される場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(2) 配慮事項・指導方針等</u></p> <p><u>草原風景と農村風景の保護を図るため、「(1) 特別保護地区及び特別地域 2の10 太陽光発電施設」に規定する配慮事項・指導方針等に準じて、「国立・国定公園内における大規模太陽光発電施設設置のあり方に関する基本的考え方」及び「『国立・国定公園内における太陽光発電施設の審査に関する技術的ガイドライン』について」に基づくこととする。</u></p>			
<p><u>2の5</u> <u>風力発電施設</u></p>	<p><u>(1) 処分基準</u></p> <p><u>ア 位置、規模及び色彩</u></p> <p><u>(ア) 阿蘇地域の風景の特性上、次のいずれかに該当する場所に設置されるものは、措置命令等に関する処分基準の1)後段に規定される「①主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならない、重要な眺望の対象に著しい支障を及ぼすものではない」、「②色彩及び形態がその周辺の風景と著しく不調和でない」又は「⑤野生動植物の生息</u></p>			<p>(新設)</p>

	<p><u>又は生育上その他の風景の保護上重要な支障を及ぼすおそれがない」に抵触するものとする。ただし、建替えの場合において、現状より風景上の支障が大きくなるものはこの限りでない。</u></p> <p><u>A 主要な展望地から望見される場所</u></p> <p><u>B 草原内</u></p> <p><u>(イ) 色彩は、主な背景が樹林の場合にはつや消しの焦げ茶色又は暗灰色とし、主な背景が空の場合にはつや消しの明灰色とすること。ただし、環境影響評価の結果により、バードストライク等の他の影響を軽減するために必要性が認められる場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>イ 付帯施設の取扱</u></p> <p><u>送配電設備等の関連する施設の色彩は、つや消しの焦げ茶色又は暗灰色とすること。ただし、主要な展望地から望見されない場合又は植栽等により遮蔽される場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(2) 配慮事項・指導方針等</u></p> <p><u>主要な展望地からの風景保護のため、「(1) 特別保護地区及び特別地域 2の11 風力発電施設」に規定する配慮事項・指導方針等に準じて、「国立・国定公園内における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方」及び「『国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン』について」に基づくこととする。</u></p>			
2 の 6	(1) 処分基準			(新設)

<p>上記以外のその他工作物</p>	<p>ア 色彩 <u>周辺の風景への調和を考慮し、原則としてつや消しの灰色系統又は茶色系統とすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u> A 主要な展望地から望見されないもの B 植栽等により遮蔽されるもの C 仮設の工作物</p> <p>(2) 配慮事項・指導方針等 ア 配置 <u>主要な展望地からの見え方に可能な限り配慮した配置とすること。</u></p>			
<p>3 土石の採取</p>	<p>(1) 処分基準 ア 採取に係る跡地は、土砂の流出防止の他、風景の保護上支障がないよう、緑化、整地等を行うこと。 イ 露天掘りによる採石においては、採石跡地の緑化計画を提出すること。</p>			<p>(新設)</p>
<p>4 広告物</p>	<p>(1) 処分基準 ア 位置及び規模 <u>公園事業道路等の沿道に設置されるものについては、高さが5m以下かつ表示面の面積が5㎡以下であって、同一敷地内又は同一場所内における表示面の面積の合計が10㎡以下とすること。ただし、安全を確保する上で必要なもの等公益性を有するものについては、この限りでない。</u> イ 色彩 <u>公園事業道路等の沿道に設置されるもの又はそれ以外の</u></p>	<p>2. 広告物</p>	<p>全域</p>	<p>① 基本方針 <u>風景の保護を図り、国立公園としての一体感を演出するために必要な指導を行う。その際には熊本県屋外広告物条例の基準と共に阿蘇サイン計画との調整を図るものとする。</u></p>

	<p><u>場所に設置されるもののうち高さが5mを超えるもの若しくは表示面の面積が5㎡を超えるものについては、明度及び彩度が低い色又は自然材料とすること。</u></p> <p><u>ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(ア)「阿蘇サインガイドライン」で規定する自治体毎のシンボルカラー、コーポレートカラー、写真、その他必要性が認められる色彩を一部使用するもの。この場合においても、アクセントのみの使用とする等、必要最小限とすること。</u></p> <p><u>(イ) のぼり旗及び設置期間が3ヶ月以下の仮設のもの。</u></p> <p><u>(ウ) 安全を確保する上で必要なもの等公益性を有するもの。</u></p> <p><u>(2) 配慮事項・指導方針等</u></p> <p><u>風景の保護を図り、国立公園としての一体感を演出するために必要な配慮を行うこと。その際には熊本県屋外広告物条例、各自治体の景観条例や景観計画の基準及び「阿蘇サインガイドライン」との調整を図ること。</u></p>			
--	--	--	--	--

2 公園事業取扱方針

公園事業の決定内容及び「国立公園事業取扱要領（令和4年4月1日環自国発第22040111号自然環境局長通知）」による
他、次の取扱方針によるものとします。

また、国立公園の保護又は利用の推進のために、事業に際し特に配慮を求め
る事項及び管理方針を併せて定めます。

ただし、以下の審査基準において工法を限定しているものについては、本管理運営計画策定以降に開発された新工法がある場合、審査基準に定める工法と新工法を比較して風致景観上の影響の軽減効果等が認められる場合には、新工

(2) 公園事業取扱方針

公園事業の決定内容及び「国立公園及び国定公園事業取扱要領」（平成6年9月30日環自計第174号・環自国541号・自然保護局長通知）によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

法の採用も認められるものとします。

項目	取扱方針	事業の種類	取 扱 方 針
<p>1 全 事業共 通事項</p>	<p>(1) 基本方針</p> <p>ア 国立公園の利用者に対し、各地域の特性に応じた良好なサービスを提供する。また、良好な自然環境内に立地していることを踏まえて、利用者に周囲の自然景観や環境を楽しませるよう努めること。</p> <p>イ 公園の利用施設（付帯施設を含む。）の整備、改修等に当たっては、風致景観の保全及び安全性の確保に留意しつつ、豊かな自然を誰もが楽しむために、ユニバーサルデザイン、地球温暖化対策及び「第5章 2 保全対象となる景観資源とその利用について」で抽出された景観資源の保全に配慮すること。</p> <p>ウ 国立公園のブランドプロミス（令和5年6月策定）実現に資する事業を推奨する。特に、阿蘇地域においては、草原等の自然資源の維持管理の担い手確保が急務であることから、地元農産品の販売促進、利用者負担又は地元団体主体の事業実施等の、地域活性化につながる取組を推奨する。</p> <p>エ (ア)～(ウ)で指定した色彩については、下記のマンセル値に該当する色彩を目安とする。</p> <p>(ア) 焦げ茶色：10YR2.0/1.0</p> <p>(イ) 明灰色：5Y7.0/0.5</p> <p>(ウ) 暗灰色：10YR3.0/0.2（黒色顔料混合割合3%以上）</p> <p>オ 公園事業道路等からの距離を確保する等により、風致景観上の支障を軽減すること。</p>		<p>(新設)</p>

	<p><u>カ 阿蘇地域産の石材や木材といった地域資源の活用を積極的に検討すること。</u></p> <p><u>キ 各事業の取扱方針に当該行為に関する記載がない場合は、他の事業の関連する行為の取扱いに準ずること。</u></p> <p><u>(2) 審査基準</u></p> <p><u>ア 利用施設における支障木の伐採は、眺望確保のための通景伐採を目的とするものを除き、必要最小限にとどめる。</u></p> <p><u>イ 土地の形状変更は、必要最小限にとどめる。</u></p> <p><u>ウ 建築物</u></p> <p><u>(ア) デザイン及び色彩は、「1 許可、届出等取扱方針 (1) 特別保護地区及び特別地域」における「2の1 建築物 (1) ウ デザイン」及び「エ 色彩」の審査基準と同様とする。</u></p> <p><u>(イ) 既存の公園事業施設が立地するエリアでは、建築物の高さは、周辺に存在する既存の施設の高さを超えないものとする(建替えの場合も同様)。ただし、建替えの新築については既存の階数高さを超越えない場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(ウ) 新たに事業決定され、新築される施設については、草原内へ設置する場合は、平屋建てとすること。それ以外の場合は、主要な展望地から展望される場合の眺望の著しい支障とならない高さとすること。</u></p> <p><u>(エ) トイレの汚水処理は、立地条件に応じ技術上及び管理上最良のものとする。</u></p> <p><u>エ 駐車場</u></p>		
--	--	--	--

	<p><u>付帯施設として駐車場を整備する際には、想定される利用者数の分析を適切に実施したうえで、必要最小限の規模とすること。また、植栽等で遮蔽する、従業員駐車場は公園事業道路等から望見されない位置とする等により、風致景観上の支障を軽減すること。</u></p> <p><u>オ 自動販売機</u></p> <p><u>「1 許可、届出等取扱方針 (1) 特別保護地区及び特別地域」における「2の8 自動販売機」の審査基準と同様とする。</u></p> <p><u>カ 電柱</u></p> <p><u>付帯施設として電柱を新設する場合には、「1 許可、届出等取扱方針 (1) 特別保護地区及び特別地域」における「2の3 電柱」の審査基準と同様とする。</u></p> <p><u>キ 照明装置</u></p> <p><u>付帯施設として自然物について照明を行う場合には、施行規則第11条第13項第3号の審査基準と同様とする。</u></p> <p><u>ク 運動場</u></p> <p><u>付帯施設としてテニスコートを設置する場合には、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱い要領について（昭和57年5月7日環自保第138号保護管理課長通知）」によること。</u></p> <p><u>ケ その他の工作物</u></p> <p><u>各事業において規定のない工作物は、設置目的を達成する上で必要最小限の規模とし、外部の形態がその周辺の風致景観と著しく不調和でないこと。色彩は、原則としてつや消しの茶色系統又は灰色系統とするが、主要な展望地から望見されない場合や、法令で色彩が規定されている場合は、こ</u></p>		
--	--	--	--

	<p><u>の限りでない。</u></p> <p><u>コ 標識及び広告物</u></p> <p><u>(ア) 指導標識及び案内標識については、「自然公園等施設技術指針（平成25年7月制定、令和4年3月改定 環境省自然環境局自然環境整備課）」における第3部第7章公共標識（サイン類）に沿ったもので、「阿蘇サインガイドライン」との整合を図ること。</u></p> <p><u>(イ) 乱立を避け統一したデザインで計画的に配置すること。</u></p> <p><u>(ウ) 敷地内の施設名称や地名等を表示する広告物は、表示面の面積が5㎡以下かつ高さ5m以下とすること。また、敷地外に設置する当該地へ誘導するための標識については、高さ5m以下かつ個々の表示面の面積は1㎡以下、複数の内容を表示する場合は、表示面の面積の合計が10㎡以下とすること（2方向以上の表示は、複数の内容を表示するものとする）。</u></p> <p><u>(エ) 色彩は、地を焦げ茶色又は自然材料とし、文字を白色、淡黄色又は黒色とする。ただし、「阿蘇サインガイドライン」で規定する自治体毎のシンボルカラー、コーポレートカラー、写真、その他必要性が認められる色彩の一部使用については、この限りでないが、この場合においても、アクセントのみの使用とする等、必要最小限とすること。</u></p> <p><u>サ 修景及び緑化方法</u></p> <p><u>「1 許可、届出等取扱方針（1）特別保護地区及び特別地域」における「1（2）ア 修景及び緑化方法」の審査基準と同様とする。</u></p> <p><u>シ 残土処理方法</u></p>		
--	--	--	--

<p><u>「1 許可、届出等取扱方針 (1) 特別保護地区及び特別地域」における「1 (2) イ 残土処理方法」の審査基準と同様とする。</u></p> <p><u>(3) 配慮事項</u></p> <p><u>ア 工作物及び標識全般</u></p> <p><u>(ア) 登山道や園地等の周囲の自然との一体感を持たせる必要がある立地においては、極力自然材料を用いること。</u></p> <p><u>(イ) 老朽化したもの、破損したもの、廃屋又は今後使用する見込みのないものは速やかに撤去又は更新すること。</u></p> <p><u>(ウ) 標識については、ユニバーサルデザインであることに留意するとともに、表記は日本語と英語を基本とすること。</u></p> <p><u>イ 修景及び緑化方法</u></p> <p><u>「1 許可、届出等取扱方針 (1) 特別保護地区及び特別地域」における「1 (3) ア 修景及び緑化方法」の配慮事項と同様とする。</u></p> <p><u>(4) 利用施設の管理方針</u></p> <p><u>ア 各施設においては、ごみの投げ捨て防止、ごみの持ち帰り等の利用指導を行い、清潔の保持に努めること。</u></p> <p><u>イ ごみ箱を設置する場合は、各自治体の分別方法に則って、適切に回収処分を行うこと。</u></p> <p><u>ウ 危険個所の有無等の施設点検、草刈、危険木の処理、清掃等を定期的実施するとともに、標識類の点検及び補修を行うこと。また、上記管理作業等を実施する際は、公園利用者の安全確保に留意すること。</u></p>		
---	--	--

	<p>エ <u>公園事業施設周辺において、希少動植物の損傷、裸地化又は利用者への危険のおそれがある場合は、制札、立入禁止柵の設置等の適切な措置を講じること。</u></p> <p>オ <u>公園事業区域周辺において、特定外来生物の生育・生息を確認した際には、可能な範囲で環境省への通報や駆除への協力をを行うこと。</u></p> <p>カ <u>「国立公園における通景伐採の取扱いについて（平成30年3月自然環境局）」を参考に、園地等の適切な眺望確保に努めること。</u></p> <p>キ <u>中岳火口周辺の公園事業施設については、火山防災の観点から適切な対策を講ずること。</u></p> <p>ク <u>沿道の除草については、可能な限り薬剤を使用しないこと。</u></p>		
<p>2 道 路 (車道)</p>	<p>(1) 基本方針 阿蘇地域では自動車による公園利用が多いため、道路沿線の景観形成の観点から修景に配慮し、快適な自動車利用が確保されるようにすること。</p> <p>(2) 審査基準 ア 色彩 「1 許可、届出等取扱方針 (1) 特別保護地区及び特別地域」における「2の2(1)ア 色彩」の審査基準と同様とする。</p> <p>イ 付帯施設の取扱</p> <p>(ア) 防護柵は、ガードパイプ又はガードレールとし、色彩を焦げ茶色とすること。</p>	<p>1. 道路(車道)</p>	<p>① 基本方針 本 地域 は 車 による 利用 が 多い の で、道路沿線の 修景 に 配慮 し、快適な自動車利用が確保されるよう 配慮 する。</p> <p>② 付帯施設の取扱い 以下の各要件に適合しないものは認めない。 ア 防護柵は ガードロープ式 と すること。安全の確保上やむをえずガードレールを使用し、特に他の利用拠</p>

	<p><u>(イ) その他の道路構造物（法面对策工を除く。）、標識等については、必要最小限の規模とし、色彩は、焦げ茶色とすること。ただし、法令により色彩が規定されているものについては、この限りでない。</u></p> <p>ウ 法面処理方法</p> <p>— 擁壁は、<u>自然石又は自然石を模した石積み擁壁若しくは同様の化粧を施したコンクリート擁壁とし、暗灰色とすること。</u></p> <p><u>擁壁工以外で法面処理を行う場合には、岩接着法、ロックネット（茶色系統又は灰色系統）張り又は緑化を伴う工法の採用を優先的に検討し、植生の自然回復を誘導すること。</u></p> <p><u>ただし、通行の安全を確保する上でやむを得ない場合は、必要最小限と認められる範囲において、コンクリート吹付工、モルタル吹付工等の採用も可能とする。</u></p>		<p><u>点から望見される場合は、支柱及びレールの色彩は亜鉛引き灰色とするか、もしくは、支柱及びレールの外側（谷側）を焦げ茶色とすること。</u></p> <p>イ 付帯施設は公衆便所等必要最小限にとどめ、利用面及び管理面を考慮するとともに、<u>周辺の自然環境と調和したデザインとする。汚水処理は立地条件に応じ技術上及び管理上最良のものとする。</u></p> <p>③ 法面処理方法</p> <p><u>以下の各要件に適合しないものは認めない。</u></p> <p>ア 擁壁は<u>自然石又は自然石を模した石積み擁壁、又は同様の化粧を施したコンクリート擁壁とし、暗灰色とすること。コンクリート吹き付けあるいはモルタル吹き付けは通行の安全を確保する上で適切な方法がない場合に限り施工する。その際は暗灰色に着色すること。</u></p> <p>イ 自然の法面で落石の危険がある個所については<u>岩接着法、ロックネット（茶色もしくは灰色）張りとし、植生の自然回復を誘導すること。</u></p> <p>④ 残土処理方法</p> <p><u>普通地域もしくは公園区域外で適切に処理こと。ただし、特別地域内において許可を得て行われる他の工事に流用する場合には、この限りではない。</u></p> <p>⑤ 修景緑化方法</p> <p><u>第2、6、(2)、アの緑化修景指針に従う。</u></p> <p>⑥ 行政指導の方針</p>
--	--	--	--

	<p>(3) 配慮事項</p> <p>ア 野生動物の側溝迷入死の防止のため、必要に応じて<u>皿型側溝又はスロープ付きU字溝等</u>を用いること。</p> <p>イ 野生動物の交通事故防止のため、<u>横断路等</u>の野生生物に配慮した構造とすること。</p> <p>ウ 草原にあっては、<u>法肩に丸みを持たせ</u>、周囲の自然地形になじむようにすること。</p> <p>(4) 管理方針</p> <p>ア 「1 全事業共通事項」の規定によること。</p> <p>イ <u>車道脇の展望地等</u>においては、<u>行為地の自然環境の状況、眺望対象、眺望方向を考慮しつつ、必要に応じて木竹の伐採等の管理が必要となるエリアを公園事業区域に含め、眺望確保のための通景伐採を計画的かつ積極的に実施すること。</u></p>	<p>申請者には以下の事項について指導する。</p> <p>ア <u>標識は最小限とし、規模の大きなものについては、支柱、表示板の裏側を焦げ茶色とすること。</u></p> <p>イ 野生動物の側溝迷入死の防止のため、必要に応じて、<u>皿型側溝、スロープ付きU字溝等</u>を用いること。</p> <p>ウ 野生動物の交通事故防止のため<u>横断路等</u>野生生物に配慮した<u>工法</u>を用いること。</p> <p>エ 草原にあっては<u>法肩に丸みを</u>もたせ、周囲の自然地形になじむようにすること。</p> <p>オ <u>コンクリート及びモルタル吹き付けを行う際は、ネットを張りとし、ツル植物により緑化を図ること。</u></p> <p>⑦ 維持管理上の留意事項</p> <p>ア <u>沿道の除草に、薬剤を使用しないよう指導する。</u></p> <p>イ <u>車両からの空き缶等の投げ捨てを防止するため、利用者への周知を図るとともに、沿道の散乱ゴミの回収に努めるよう指導する。</u></p>
<p>3 道 路（歩 道）</p>	<p>(1) 基本方針</p> <p>ア <u>自然探勝に適した利用施設であるため、自然体験活動等の促進に留意し、積極的に整備を図ること。</u></p> <p>イ <u>利用状況に応じて適切な標識や階段等の付帯施設を整備することとし、特に、遭難事故防止及び火山防災の観点から適切な整備を行うこと。</u></p> <p>ウ <u>整備後も適切な維持管理がなされるように、阿蘇地域や周辺環境に適した工法を検討するとともに、補修が可能な整備とすること。</u></p>	<p>2. 道路（歩道）</p> <p>① 基本方針</p> <p>___ <u>自然探勝に適した利用施設であるので、自然教育___等の促進に配慮し、積極的に整備を図る___。</u></p> <p>② 舗装</p> <p><u>できる限り舗装は行わず、周囲の自然との一体感を持たせるようにすること。浸食防止のためやむを得ず施設を設ける場合も丸太等の自然材料を用いるものとするこ</u> <u>と。</u></p> <p><u>ただし、中央火口丘の草千里中岳火口線、杵島岳登山線、仙酔峡日ノ尾峠線の仙酔峡から火口東展望所の間は</u></p>

	<p>(2) 審査基準</p> <p>ア 舗装</p> <p>可能な限り舗装は行わず、周囲の自然との一体感を持たせるようにすること。浸食防止のためやむを得ず施設を設ける場合も自然材料を用いるものとする。ただし、中央火口丘地区の草千里中岳火口線道路（歩道）、杵島岳登山線道路（歩道）及び仙酔峡日ノ尾峠線道路（歩道）の仙酔峡から中岳火口東展望所の間は、利用拠点からのアクセスが非常に良く一般観光客の徒歩利用誘導の性格が強いため、舗装もやむをえない。なお、色彩は、「1 許可、届出等取扱方針（1）特別保護地区及び特別地域」における「2の2（1）ア 色彩」の審査基準と同様とする。</p> <p>(3) 配慮事項</p> <p>ア 「1 全事業共通事項」の規定によること。</p> <p>イ 現に舗装されている区間を再整備の際には、可能な限り、石張り、木レンガ、ウッドチップ舗装に移行すること。</p> <p>(4) 管理方針</p> <p>歩道脇の展望地等においては、行為地の自然環境の状況、眺望対象、眺望方向を考慮しつつ、必要に応じて木竹の伐採等の管理が必要となるエリアを公園事業区域に含め、眺望確保のための通景伐採を計画的かつ積極的に実施すること。</p>	<p>利用拠点からのアクセスが非常に良く一般観光客の徒歩利用誘導の性格が強いため、舗装もやむをえないが、再整備の際にはできる限り、石張り、木レンガ、ウッドチップ舗装に移行する。</p> <p>③ 付帯施設の取扱い</p> <p>ア 利用状況に合わせ、誘導標識、注意標識、案内看板を設置し、利用者の利便を図るとともに、遭難や火山性ガスによる事故を防止する。また、自然解説のための自然解説板を計画的に整備する。デザインは環境庁自然保護局作成の「自然公園事業に係る公共標識の整備方針」に沿ったものとし、木材の使用を基本とし、地を焦げ茶色、文字を白色とする。</p> <p>イ 建築物は公衆便所等必要最小限にとどめ、利用面及び管理面を考慮するとともに、周辺の自然環境と調和したデザインとする。汚水処理は立地条件に応じ技術上及び管理上最良のものとする。</p> <p>④ 管理方法</p> <p>ア くずかご、吸い殻入れ等は、十分な管理と回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ゴミ持ち帰り運動のPRを行うものとする。</p> <p>イ 危険個所の点検、草刈、清掃等を定期的実施するとともに、標識類の点検・補修を行うものとする。</p>
4 園地	<p>(1) 基本方針</p> <p>国立公園としての適正な利用の促進と利用の分散のため重要な施設であることから、園路及び休憩所、トイレ等の付帯施設に関し</p>	<p>3. 園地</p> <p>① 基本方針</p> <p>国立公園としての適正な利用の促進と利用の分散のため重要な施設であることから、</p>

<p>て、利用者の数や動線を分析の上で、適切な位置に適正な規模と内容のものを整備するものとする。</p> <p><u>(2) 審査基準</u></p> <p>ア 付帯施設の取扱い</p> <p><u>(ア)「1 (2) ウ 建築物」の規定に加えて、直轄事業及び熊本県事業で整備する建築物は、平屋建ての簡素なデザインとすること。ただし、噴火の被害が予想される中岳中央火口園地については、安全上の観点から陸屋根等もやむを得ない。その場合は、色彩を焦げ茶色又は暗灰色とすること。</u></p> <p><u>(イ) 園路は、原則として石張り、木レンガ、ウッドチップ舗装とすること。ただし、利用者が多いところは一部舗装も可能とする。</u></p> <p><u>(3) 配慮事項</u></p> <p><u>「1 全事業共通事項」の規定によること。</u></p> <p><u>(4) 管理方針</u></p> <p><u>展望地においては、行為地の自然環境の状況、眺望対象、眺望方向を考慮しつつ、必要に応じて木竹の伐採等の管理が必要となるエリアを公園事業区域に含め、眺望確保のための通景伐採を計画的かつ積極的に実施すること。</u></p>	<p>適切な位置に適正な規模と内容のものを整備するものとする。</p> <p>② 付帯施設の取扱い</p> <p>ア _____直轄事業及び_____県事業で整備する休憩所は、平屋建ての簡素なデザインとし、屋根は勾配屋根とする。民間事業で整備する場合は、草原の眺望及び中央火口丘の展望の著しい妨げとにならないよう高さを低く抑え、今後執行するものについては、現在執行している民間園地事業の休憩所の高さにならい地区毎に指導する。色彩はつや消しとし、屋根については焦げ茶色又は灰色系統、壁については茶系統（木材地色含む）、灰色系統色、クリーム系統色とする。</p> <p>イ 園路は利用者が非常に多いところは舗装もやむをえないが、その場合でも石張り、木レンガ、ウッドチップ等自然材料を極力使用するものとする。</p> <p>ウ 自然解説のための自然解説板を計画的に整備する。 デザインは環境庁自然保護局作成の「自然公園事業に係る公共標識の整備方針」に沿ったものとし、木材を使用する。</p> <p>エ 公衆便所は簡素なデザインとし、屋根は勾配屋根とする。汚水処理は立地条件に応じ技術上及び管理上最良のものとする。</p> <p>オ その他の工作物は自然材料を極力使用して整備す</p>
---	---

			<p>る。</p> <p>カ 駐車場は風致上の支障のない範囲で利用者数に見合った規模を確保する。</p> <p>③ 修景緑化方法 第2、6、(2)、イの緑化修景指針に従う。</p> <p>④ 管理方法 ア くずかご、吸い殻入れ等は、十分な管理と回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ゴミ持ち帰り運動のPRを行うものとする。 イ 危険個所の点検、草刈、清掃等を定期的実施するとともに、標識類の点検・補修を行うものとする</p>
5 宿舎	<p>(1) 基本方針 滞在型利用の促進を図るため、<u>周辺</u>の自然環境と調和した<u>落ち着いた景観と雰囲気を持ち、地域資源や自然探勝に関する情報発信や利用促進を行うことができる魅力ある宿舎の整備を図る。</u> <u>また、施設の周辺には、現地産樹木と同種の樹木により修景のための植栽を行うこと。</u></p> <p>(2) 審査基準 規模、デザイン及び色彩は、「1 (2) ウ 建築物」の規定によること。</p> <p>(3) 配慮事項及び管理方針 <u>「1 全事業共通事項」の規定によること。</u></p>	4. 宿舎	<p>① 基本方針 滞在型利用の促進を図るため、<u>各地区</u>の自然環境に調和した<u>魅力ある宿舎の整備を図る。</u></p> <p>② 規模 建築物の高さは既存のものを越えないものとする。</p> <p>③ デザイン、色彩 屋根は勾配屋根とし、勾配は10分の2以上とする。屋根の色彩は焦げ茶色、黒又は灰色とし、壁面の色彩は茶系統色、灰系統色、クリーム系統色など既存の建物の配色に合わせる。</p>

			④ 修景緑化方法 第2、6、(2)、イの緑化修景指針に従う。
(削除)		5. 展望施設 (中岳火口 東)	① 基本方針 火口壁上に位置することから、噴火や火山性ガス等に対する安全性に十分配慮した施設とする。建築物を伴う際には山麓や西広場からの見え方にも十分配慮する。 ② 付帯施設の取扱い 付帯施設は公衆便所等必要最小限にとどめ、利用面及び管理面を考慮するとともに、周辺の自然環境と調和したデザインとする。汚水処理は立地条件に応じ技術上及び管理上最良のものとする。 ③ 管理方法 管理運営体制を明確にするとともに、十分な維持管理計画を立て、快適で安全な環境を維持するよう努めるものとする。
6 避難小屋	(1) 基本方針 登山利用者の安全及び風致景観との調和に配慮し整備するものとする。 (2) 審査基準 ア 規模 設置目的を達成する上で必要最小限の規模とし、高さは、気象条件を考慮して可能な限り低くすること。 イ デザイン、色彩及び材料 「1 (2) イ 建築物」の規定によること。	6. 避難小屋	① 基本方針 登山利用者の安全及び風致景観との調和に配慮し整備するものとする。 ② 規模 設置目的をかなえる範囲で必要最小限の規模とし、高さは、気象条件を配慮して可能な限り低くするものとする。 ③ デザイン、色彩、材料 屋根は勾配屋根とし、色彩は焦げ茶色、黒又は灰色と

	<p>(3) 配慮事項及び管理方針</p> <p>「1 全事業共通事項」の規定によること。</p>	<p>し、壁面の色彩は茶系統色、灰系統色、クリーム系統色とする。</p> <p>材料は極力自然材料を使用する。</p> <p>④ 管理方法</p> <p>ゴミの投げ捨て防止、ゴミの持ち帰り等の利用指導を行い、避難小屋及びその周辺の清潔の保持に努める。</p>
<p>7 休憩所</p>	<p>(1) 基本方針</p> <p>快適な公園利用を確保するため、風致景観との調和に配慮した最小限の規模で質の高い効率的な利用サービスが可能となるよう計画する。</p> <p>(2) 審査基準</p> <p>ア 規模</p> <p>(ア)「1 (2) ウ 建築物」の規定に加えて、古坊中休憩所については、後述の通り、陸屋根もやむを得ない代わりに、2階建て以下とすること。</p> <p>(イ)新たに事業決定され新築される施設については、草原内に設置する場合は、平屋建てとすること。それ以外の場合は、主要な展望地から展望される場合の著しい支障とならないようにすること。</p> <p>イ デザイン、色彩</p> <p>「1 (2) ウ 建築物」の規定によること。ただし、噴火の被害が予想される古坊中休憩所については、安全上の観点から陸屋根等もやむを得ない。その場合は、色彩を焦げ茶色又は暗灰色とすること。</p>	<p>7. 休憩所</p> <p>① 基本方針</p> <p>快適な公園利用を確保するため、風致景観に十分配慮した最小限の規模で質の高い効率的な利用サービスが可能となるよう計画する。</p> <p>② 付帯施設の取扱い</p> <p>ア 建築物の規模は既存の規模を越えないものとする。</p> <p>イ 屋根は原則として10分の1以上の勾配屋根とする。</p> <p>ただし、噴火の被害が予想される古坊中については、安全上不可能な場合は陸屋根もやむを得ない。色彩は焦げ茶色とする。</p> <p>ウ 壁は自然材料を使用するか、クリーム系統色或いは薄茶色系統に着色する。</p> <p>カ 駐車場は風致上の支障のない範囲で利用者数に見合った規模を確保する。</p> <p>④ 修景緑化方法</p> <p>第2、6、(2)、イの緑化修景指針に従う。</p> <p>⑤ 管理方法</p> <p>くずかご、吸い殻入れ等は、十分な管理と回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ゴミ持ち帰り運動のPRを行うものとする。</p>

	<p>(3) 配慮事項及び管理方針</p> <p>「1 全事業共通事項」の規定によること。</p>		
8 野 営場	<p>(1) 基本方針</p> <p>国立公園の適正な利用を促進するため、風致景観との調和に配慮した上で、必要な規模や内容の整備を行う。</p> <p>(2) 審査基準、配慮事項及び管理方針</p> <p>「1 全事業共通事項」の規定によること。</p>	8. 野営場	<p>① 基本方針</p> <p>健全な公園利用のため、風致景観に維持に留意しつつ、快適な野営場の整備を図る。</p> <p>② 付帯施設の取扱い</p> <p>ア 管理棟、炊事棟及び公衆便所等の屋根は10分の3以上10分の5以下の勾配とし、形式は切妻、寄棟、入母屋のいずれかとする。屋根の色彩は焦げ茶色とすること。</p> <p>ただし、屋根瓦或いは自然素材を用いる場合は素地色も可とする。壁は自然材料を使用するか、茶系統色に着色すること。</p> <p>イ 公衆便所は利用者数に合わせて適切に整備する。また、身障者用トイレを設置するよう指導する。汚水処理は立地条件に応じ技術上及び管理上最良のものとする。</p> <p>ウ バスタブ付きのキャビン及びロッジは野営場の枠を越えるため認めない。</p> <p>エ 標識類は乱立を避け統一したデザインで計画的に配置するよう指導する。老朽化又は破損したものは速やかに撤去又は更新するよう指導する。</p> <p>オ 駐車場は風致上の支障のない範囲で利用者数に見合った規模を確保する。</p> <p>③ 管理方法</p>

			<p><u>くずかご、吸い殻入れ等は、十分な管理と回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ゴミ持ち帰り運動のPRを行うものとする。</u></p>
9 乗馬施設	<p>(1) 基本方針</p> <p><u>国立公園の適正な利用を促進するため、風致景観との調和に配慮した上で、必要な規模や内容の整備を行う。</u></p> <p>(2) 審査基準、配慮事項及び管理方針</p> <p><u>「1 全事業共通事項」の規定によること。</u></p>	(新設)	
	(削除)	9. 運動場	<p><u>テニスコートを設置する場合には、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱い要領について」(昭和 57 年 5 月 7 日環自保第 138 号)によるほか、下記の取扱いによるものとする。</u></p> <p>① 基本方針</p> <p><u>土地の形状変更及び支障木の伐採は、必要最小限にとどめ、自然環境に十分配慮した整備とする。</u></p> <p>② 付帯施設の取扱い</p> <p><u>ア 建築物は公衆便所等必要最小限にとどめ、利用面及び管理面を考慮するとともに、周辺の自然環境と調和したデザインとする。汚水処理は立地条件に応じ技術上及び、管理上最良のものとする。</u></p> <p><u>イ 駐車場は風致上の支障のない範囲で利用者数に見合った規模を確保する。</u></p> <p>③ 管理方法</p> <p><u>十分な維持管理計画を立て、快適で安全な環境を維持</u></p>

			するよう努めるものとする。
10 駐 車場	<p>(1) 基本方針</p> <p>国立公園の適正な利用を促進するため、<u>風致景観との調和に配慮した上で、必要な規模や内容の整備を行う。</u></p> <p>(2) 審査基準、配慮事項及び管理方針</p> <p><u>「1 全事業共通事項」の規定によること。</u></p>	10. 駐車場	<p>① 基本方針</p> <p>国立公園の適正な利用の促進するため、<u>適切な位置に適正な規模と内容のものを整備する。</u></p> <p>② 付帯施設の取扱い</p> <p>ア <u>公衆便所は簡素なデザインとし、屋根は勾配屋根とする。汚水処理は立地条件に応じ技術上及び管理上最良のものとする。</u></p> <p>イ <u>その他の工作物については外部に自然材料を極力使用して整備する。</u></p> <p>③ 修景緑化方法</p> <p><u>第2、6、(2)、イの緑化修景指針に従う。</u></p> <p>④ 管理方法</p> <p>ア <u>くずかご、吸い殻入れ等は、十分な管理と回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ゴミ持ち帰り運動のPRを行うものとする。</u></p> <p>イ <u>事故防止に十分配慮するものとする。</u></p>
11 索 道運 送 施設	<p>(1) 基本方針</p> <p>国立公園の適正な利用を促進するため、<u>風致景観との調和に配慮した上で、必要な規模や内容の整備を行う。</u></p> <p>(2) 審査基準、配慮事項及び管理方針</p> <p><u>「1 全事業共通事項」の規定によること。</u></p>	11. 索道運 送 施設	<p>① 基本方針</p> <p><u>施設は現状の規模を維持しつつ、安全の確保に十分配慮する。</u></p> <p>② 付帯施設の取扱い</p> <p>ア <u>駅舎は災害時の避難場所ともなることから、安全対策を十分に行うものとする。</u></p> <p>イ <u>駅舎の外壁及び支柱は茶系統とする。</u></p>
12 給 水施設	<p>(1) 基本方針</p> <p>国立公園の適正な利用を促進するため、<u>風致景観との調和に配</u></p>	12. 給水施設	<p>① 基本方針</p> <p><u>土地の形状変更及び支障木の伐採は必要最小限にとど</u></p>

	<p>慮した上で、必要な規模や内容の整備を行う。</p> <p>(2) 審査基準、配慮事項及び管理方針 「1 全事業共通事項」の規定によること。</p>		<p>め、自然環境に配慮した整備とする。</p> <p>② 付帯施設の取扱い 付帯施設は必要最小限の規模とし、風致景観に配慮したデザインとする。</p>
13 博 物 展 示 施 設	<p>(1) 基本方針 ア 公園利用の拠点となる施設であり、関係機関との連携を図りつつ、環境教育活動及び情報発信拠点として多様な利用に供するよう地域の特性を生かした内容のものとする。 イ 多様な公園利用者が情報収集等を目的に集まる場所であることから、通信環境の確保や多言語による情報案内を推進する。</p> <p>(2) 審査基準 既存施設の建替えの際には、「1 (2) イ 建築物」の規定を遵守するよう誘導する他、現状規模程度となるよう配慮すること。</p> <p>(3) 配慮事項及び管理方針 「1 全事業共通事項」の規定によること。</p>	13_博物展示 施設(阿蘇火 山博物館)	<p>① 基本方針 環境教育活動、火山活動のモニタリング・情報の発信、利用の分散を目的に整備するものとする。</p> <p>② 規模等 地域の風致景観に配慮したデザインとし、現状規模程度となるよう配慮するものとする。</p>
14 __ゴ ルフ場	<p>(1) 基本方針 現況の規模を維持する。</p> <p>(2) 審査基準、配慮事項及び管理方針 「1 全事業共通事項」の規定によること。</p>	14_ゴルフ場	<p>① 基本方針 現況の規模を維持する。</p> <p>② 付帯施設の取扱い 建築物については、高さは屋根がけを除き既存のものを越えないものとする。屋根は切妻、方形、寄棟、入母屋等の勾配屋根とし、勾配は10分の2以上とする。屋根の色彩は焦げ茶色または黒とし、壁面の色彩はクリーム系</p>

			<p>統色、うす茶色など既存の建物の配色に合わせる。</p>
<p>15 自然再生施設</p>	<p>(1) 基本方針 <u>野焼きを復活・継続するため、また、採草等の管理を促進するため、管理道若しくは恒久防火帯等の整備、小規模樹林帯の除去又は管理放棄地の再草原化等を積極的に推進する。また、必要に応じて、湿地若しくは希少種の生息・生育地の保全又は適正な利用のための施設等を整備する。草原再生活動の拠点施設については、風致景観との調和に配慮した上で、必要な規模や内容の整備を行う。</u></p> <p>(2) 審査基準、配慮事項及び管理方針 <u>「1 全事業共通事項」の規定によること。</u></p>		<p>(新設)</p>
		<p>(中略)</p> <p>3から8 略</p>	